



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	学校間接続政策の前期形成過程：「教育接続」政策の諸相とダイナミクス
Author(s)	先崎, 卓歩
Citation	年報 公共政策学, 7, 155-209
Issue Date	2013-05-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53316
Type	departmental bulletin paper
File Information	APPS7_011.pdf



学校間接続政策の前期形成過程

ー「教育接続」政策の諸相とダイナミクスー

先崎 卓歩*

目 次

1. はじめに
2. 前期接続政策の形成環境
3. 前期接続系統政策の概観
4. 行政組織と前期接続政策 ー接続系統の接触面と学校所管ー
5. 学科構成と前期接続政策 ー中学校令施行規則制定問題ー
6. 指導理念と前期接続政策 ー中学校教授要目改正問題ー
7. 最後に ー接続政策と「集合的営為」ー

1. はじめに

学校間接続（articulation）は、通常下級学校と上級学校間の関係やあり方を説明・検討する際に広く用いられる概念である。公教育制度上に展開されるものであり、学校間における理想と現実の乖離を克服しようとする手段、すなわち政策¹⁾（以下「接続政策」という）を、関係者が政府を媒介として講ずることとなる。ここで留意すべきなのは、公教育政策を含む公共政策は、法令・予算等の行政手段を政府が立法府の決定に基づき行使することで実現されるとしても、その原理、つまり政策によって実現されるべき理想と現実の措定、そしてなにより克服の意志は関係者によって形成されるということである。この意味において政府は関係者の一員であって絶対的存在ではない。

しかしながら、学校間接続は、関係者から自己の完結性・正当性が強く主張され、政策形成に必要な連携・協力が構築困難な分野である。その代表例が高校と大学の接続をめぐる問題である。1972年（昭和47年）と1990年（平成2年）を比較すると、大学・短大の現役志願率は約40%から約60%に上昇し、収容力（入学者÷志願者×100）は約80%から約60%に低下し、進学率は概ね30%代後半で推移した。だが2011

* 文部科学省 元大学入試室長（現東京大学本部研究推進部長）

1) 宮脇淳（2006）『公共経営論』PHP 研究所、p. 112。

年（平成23年）現在、現役志願率61.8%、収容力92.4%、進学率56.7%であり、平成初期まで統計すらなかった私立大学・短大の定員割れ発生率は45.8%に達する、「大学全入」時代を迎えた。これにより「狭き門」がもたらす高校側と大学側の応酬は相当程度緩和されることとなったが、現在の高大関係はどうか。数年前、文科省で高大接続政策を担当していた時、高校・大学関係者の間に数え切れないほどの議論の機会を設けたが、大抵「安易な入試で大学が学生集めをするから生徒が勉強しなくなる」と「高校における学力育成が不十分なため大学入試も初年次教育も低きに流れる」の激しい応酬となった。論点は変わっても連携・協力の機運は必ずしも高まらず、応酬は続いている。

このように学校間接続をある時点、ある現象だけで捉えようとする、教育・学習・学力や入試の在り方などをめぐって、総じて関係者が上級学校サイドあるいは下級学校サイドに分かれ、その時点のその立場としてはまっとうな、又はやむをえない主張を交錯させる、收拾のつかない状況に直面することとなる。これは近代学校制度が成立した明治以降、姿形を変え続くものである。学校と学校の「あいだ」に生ずるゆえの捉えどころのなさ（当事者意識の持ちにくさ）がこの問題の特徴であり、最難度の問題とされるゆえんである。

とすれば、接続政策の検討に際しては、その変化自体をよく知るとともに、その形成過程、つまり政府を含めてどのような関係者が、どのような立場から、どのような思考をめぐらし、どのように行動してきたのかを把握し、さらにそれらの検討から得られる示唆を現代の接続政策に活かす必要がある。

近代化を急ぐ我が国は、東京大学（帝国大学）から始まる「上から」と小学校から始まる「下から」の接続系統を並列で整備する、他国にはない政策手法を結果的に選択した。やがて高等教育機関と中等教育機関は接続の接触面を形成するようになるが、そこに生ずる相当な学力ギャップをどう埋めるかという問題に直面する。克服するべく政策の「発明」²⁾が行われた。その一つが、社会への人材輩出を一義とせず接触面の学力ギャップを埋める予科としての「高等学校」³⁾であり、もう一つが独仏のアビトゥアやバカロレアとは全く異なる進学制度、すなわち中等教育の修了後に改めて上級学校が実施する選抜を突破しなければ進学できない制度であり、その手段としての「入学試験」であった。中等教育機関進学のための入試は他国にもみられたが、我が国の中学校⁴⁾は第二次世界大戦終戦前（以下「戦前期」という）を通じ強く「上か

2) 天野郁夫（2006）『大学改革の社会学』玉川大学出版、pp. 239-241。

3) 厳密には中学校令における高等学校、第一次高等学校令における高等学校、第二次高等学校令における高等学校高等科、大学令による大学予科などの複雑な変化を遂げた。本稿では時代に即した呼称を用いるが、一般名称として用いる場合は「高等学校」と表示する。

4) 厳密には学制による中学、教育令による中学校、中学校令による尋常中学校、改正中学校令による中学校など複雑な変化を遂げた。本稿では時代に即した呼称を用いるが、一般名

ら」の影響を受けており、その意味においては「発明」の一部ともいえる。

このような「発明」が接続政策の端緒においてなされたことは、接続政策の形成過程、特に中等教育と高等教育の接続政策の形成と展開を、教育と選抜の2つの観点から検討する必要性を示唆する。前者は教育・学習の円滑性からみた接続関係であり、後者は選別・進学可能性からみた接続関係である。本稿ではこれを「教育接続」、「選抜接続」と呼ぶこととするが、「教育接続」「選抜接続」「学力」いずれもが、今なお学校間接続における重要なキーワードとなって継承されており、現代の接続政策は戦前期の接続政策（以下「前期接続政策」という）と地続きの関係にある。本稿は以上のような問題意識に基づき、主として中等教育と高等教育における前期接続政策の形成過程の整理・分析を、学校の接続系統という「外面」及びそれと密接に関連する行政組織、学科構成、指導理念という「内面」において生じた諸相と、それらの相互関係（ダイナミクス）—それは高等教育側の「上から」と、中等教育側の「下から」の応酬という形で顕在化する—を交えつつ俯瞰的に行うこととするが、かつて筆者が行った「選抜接続」政策の変遷⁵⁾についての検討との対照で、「教育接続」を中心に、かつ対象期間を現代の接続問題の原型を成立させた時期である戦前期に絞り込むことによって、接続政策が政府を含む関係者間で、どのような応酬を経て形成されていくかを掘り下げ、学校間接続を検討する上での普遍的な視座を得る一助としたい。

ここで本稿と先行研究との関係を明らかにしておく。接続政策は、学校制度の成熟をまって生じたものではなくその発展途上—いわゆる学制改革—に内包される形で登場した（ただし接続政策は、学力ギャップによる定員内不合格の問題やその後の志願者に比した収容力の低さ（「供給過少」）をめぐる「量」的問題（本稿ではこれらを「半断線」と呼ぶ）や、接続系統の「複線化（袋小路）」の問題といった、当時学制改革の範疇としては必ずしも意識されていなかったものも含まれる）。学制改革の一過程として接続政策を扱った優れた先行研究は存在する。阿部重孝（1937）の制度論的研究や、天野郁夫（2006、2009 ab）、本山幸彦（1981、1998）、笈田知義（1975）などの社会学的研究、米田俊彦（1992）などの社会史学的研究などがそれである。だが、学制改革は極めて複雑な経過をたどったため、その厳密な解明・解釈に力点が置かれてきた。前期接続政策自体の変遷を概観したものや、そこに生じた行政組織、学科構成、指導理念の変化を俯瞰しようとしたものは意外に見当たらない。学校間接続が政策イシューとして関心を集めつつある今、今後は本稿も含め上記の優れた先行研究を踏まえた接続政策の基礎研究の蓄積が望まれる。

以下、本稿では、まず接続政策の形成環境となる政学官などの状況を確認し（2.）、

称として用いる場合は「中学校」と表示する。中学校はごく初期を除いて男子の教育機関であり、これに相当する女子の機関として高等女学校があった。

5) 先崎卓歩（2010）「高大接続政策の変遷」『年報 公共政策学第四号』北海道大学、pp. 59-89。

その上で接続政策の「外面」を概観するべく学校種の接続系統及び学校種の創設・改廃の推移を検討する（3.）。さらに概観からは見えてこない「内面」、すなわち文部省の組織構造（4.）、学科構成（5.）とその指導理念（6.）の形成過程を見た上で、最後に形成過程からの考察をまとめるとともに、そこから得られる示唆について言及する（7.）。

なお、本稿では戦前期の旧文部省、東京帝国大学などの機関が登場するが、現存の機関とはその様相を大きく異にしており決して同一視するものではない。また、政府や大学関係文献からの引用が多くあるが、見解・主張の一切は私見であり、省や大学等の見解・主張とは全く無関係であることをおことわりしておく。

2. 前期接続政策の形成環境

当時の接続政策を理解する際に留意すべきなのは、政治、教育言論、行政などの政策形成環境の状況である。本稿の主眼はあくまで前期接続政策の形成過程を俯瞰することであり、戦前期文教の政学官関係を論ずるものではないが、接続政策の歴史的枠組みを明確にするため、戦前期の学校種の大半が出揃う明治期の政策形成環境を概観しておく。

2.1 政治環境等

明治の教育政策は森有礼らによって帝国議会開設前から進められたこと、開設後も枢密院が強い影響力を有したことはよく知られているが、帝国議会においても教育の各般について幅広く議論され政策に少なからず影響を与えた⁶⁾。現代と大きく異なるのは議会開設当初の教育に関する活動単位が政党ではなかったことである。政党は個々の教育問題について明確な方針を掲げる成熟度にはなく、政治活動は貴衆両院の壁を越えた同士の活動体によって展開された。その中心となったのが学制（政）研究会である⁷⁾⁸⁾。貴族院華族議員の近衛篤磨公爵を会長（後に長岡護美子爵⁹⁾とし、尾崎行雄、久保田譲といった文部大臣経験者、貴族院勅選議員、衆議院議員を含む組織で、政党が一定の成熟を見る明治末期まで強い影響力を保持した。中でも専門的・理論的中核となったのが伊澤修二、久保田譲、辻新次などの文部省局長・次官を退いた貴族院勅選議員たちであったことは注目すべき点である。彼らの主張は必ずしも政府寄りとはいえず、接続政策を含む学制改革において激しく政府と対立することもあった。一見華麗な経歴の彼らだが藩閥政治全盛期にあつてその系譜から比較的外れた者

6) 本山幸彦編著（1981）『帝国議会と教育政策』思文閣出版、pp. 579-580。

7) 発足当時の名称は学政研究会であったが、教職が政論に関わることを白眼視する風潮に配慮し、間もなく学制研究会に改称された。

8) 本山編著（1981）、pp. 569-570。

9) 本山編著（1981）、p. 577。

たちであった点で共通している。

同会の起源に、文部省編輯局長であった伊澤修二や官立学校関係者らによる利益団体・国家教育社があり、後に見るように、接続政策とも関わる小学校教育費国庫補助の実現を帝国議会上に請願するなどの活動を行っていた。しかし1892年（明治25年）、河野敏謙文部大臣の内訓や翌年の井上毅文部大臣の箝口訓令によって学校教員は政論を扱う団体への所属が禁止されたため、1894年（明治27年）、それらの制約を受けない国家教育社内外の民間の教育関係者や彼らに賛同する貴衆両院議員によって別途発足したのが学制研究会である。2年後、近衛の仲介によって国家教育社と辻が主宰する親政府系の大日本教育会が合流してほぼ全ての教育関係者層を網羅する一大組織・帝国教育会が発足（初代会長は近衛）したことを契機に、学制研究会は更に勢力を拡大した（同会の活動などによって箝口訓令は1898年（明治31年）に廃止され、国庫補助は1899年（明治32年）に実現した）。その後学制研究会が政治組織としてだけでなく、次第に高等師範学校や私学などの学校関係者、教育マスコミ関係者をも含めた有力な教育言論組織としての色彩を有したのはそのためである。学校関係者には高等師範学校系に嘉納治五郎（貴族院勅選議員）、谷本富、私学系に東京専門学校（早稲田）の高田早苗（貴族院勅選・衆議院議員）、慶應義塾の小幡篤次郎（貴族院勅選議員）などが、教育マスコミ関係者には『教育時論』の湯本武比古を筆頭に、『普通教育』の山懸悌三郎、『教育報知』の日下部三之介、『教育界』の曾根松太郎、『帝国教育』の樋口勘次郎など、教育主要誌の主宰・主筆や有力記者を抱えていた。私学系の高田は『読売新聞』の主筆を務めたこともあり、教育マスコミ関係者の湯本、山懸、樋口は高等師範学校卒であるなど横断的なつながりも強く、また同会メンバーの文部省系貴族院議員を通じて文部省との関係も深かった。しかし同会は、1904年（明治37年）の近衛の死去や政党・行政の成熟とともに勢力を失い、1909年（明治42年）頃組織的活動を停止し、1919年（大正8年）に解散した。

なお、本稿で触れる余裕はないが、帝国教育会は総じて文教行政の補完的性格を有した¹⁰⁾。学制研究会の衰退とともに教員の全国組織としての性格を強め、昭和に入ると国策協力を積極的に行ったため、戦後批判を浴び1948年（昭和23年）に解散した。最後の会長は荒木正三郎であり、日本教職員組合（日教組）会長の兼務であった。

学制研究会と並ぶ活動を展開したのが（東京）帝国大学総長・教授を中心としたいわゆる帝大派と呼ばれる貴族院勅選議員たちであった。帝国議会上が開設された1890年（明治23年）から存在し加藤弘之、菊池大麓、濱尾新、外山正一、山川健次郎などがその代表である。後に見るように接続政策の議論においてはしばしば帝国大学とそれ以外の勢力が対立するが、明治期においては帝大派と学制研究会の対立がその底流に

10) 久保健三、米田俊彦、駒込武、児美川孝一郎編著（2001）『現代教育史事典』東京書籍、pp. 184-185。

あると見てよい。学制研究会が貴衆両院議員、官吏、現場関係者、教育マスコミ、実業界といった幅広い人脈から構成され、最盛期には70名を超えていたのに対し、帝大派は文字通り帝国大学の重鎮として貴族院勅選議員になった者で構成され、10名内外に止まった。しかし、学校制度の頂点に立ち、政財官界の主要部に人材を輩出し続ける帝大派は明治期の接続政策の形成において議会の内外を問わず優位を占めることが多かった。比較的超然とした帝大派にあって菊池大麓だけは学制研究会にも参加する柔軟さを見せた。後に見るように菊池が学・官で活躍し、是非はともかく接続政策を動かすことができたのはこうした姿勢と関係している。その菊池も両者の対立の激しさから文部大臣時代の1902年（明治35年）、同会を脱退することとなる¹¹⁾。

2.2 行政環境

官吏の行政専門職化が確立するのは文官任用令（1893年（明治26年））に基づく文官高等試験制度が導入される1894年（明治27年）以降であり、試験任用者が局長以上の勅任官・親任官に累進するのは文部省では明治30年代末のことである¹²⁾。それ以前は、（東京）帝国大学教授、同大卒の高等師範学校長や中学校長、高等学校長又はその経験者が局長等に就任（兼務）することは珍しくなかった点で現代と大きく異なる。嘉納治五郎、菊池大麓はその代表であり、行政官である前に現場代表として行動することも少なくなかった。後に見るように両者における尋常中学校を巡る激しい「綱引き」が報じられたこともあった。今なお続く我が国の学校間接続の基盤がこうした状況下で検討・形成されたことは注目すべき点である。行政の成熟に伴い、特に財政、税制、地方行政との関係において他省との高度かつ専門的な調整が不可欠になると、教育専門家を中心とした教育行政のあり方が疑問視・限界視されるようになった。20世紀初頭にはいわゆる「教科書騒動」などに端を発した文部省廃止論が内務省への吸収論¹³⁾として現れたり、樺山資紀元内務大臣が文部大臣就任時に内務省官吏を移籍¹⁴⁾（赤司鷹一郎、田所美治、村松茂助など）させたりした。そのほかにも福原鏝二郎、松浦鎮次郎、栗屋謙などが内務省から移籍し明治後期から昭和初期にかけて文

11) 本山編著（1981）、p. 574。

12) 先に述べた辻、久保田などは文部省における行政畑が比較的長い、文官任用令以前の入省、すなわち官吏としての資質能力を試験等で判定されるのではなく、当時東京大学又は帝国大学法科・文科大学卒に付与されていた無試験任用特権による入省（試補）であった。辻、久保田そして後に見る澤柳政太郎などはいずれも文科卒業であり、法科出身の高等官は少なかった。

13) 本山編著（1981）、p. 588、p. 602。

14) 官吏の履歴等については秦郁彦編著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（1981）、『日本官僚制総合事典』（2001）、『日本近現代人物履歴事典』（2002）（いずれも東京大学出版会）参照。

部省局長、次官、大臣として活躍した¹⁵⁾。明治30年代末以降の勅任官・親任官への累進はこうした移籍組が先鞭を付けたといえる。

2.3 「審議会」の登場

文部官吏の行政専門職化と地位の累進は予算編成・獲得、法令制改定に必要ないわゆる法科技術の向上をもたらしたが、教育現場からみれば局長等の行政中央ポストの喪失を意味し、行政を媒介とした政策化は今まで以上にコストを要することとなった。また、政党の成熟に伴って超党派的活動が行き詰まりを見せると、学制研究会、帝大派、帝国教育会は協力して高等教育会議の設置を議会や政府に働きかけ成功している¹⁶⁾。当初彼らはこの会議を文部省に匹敵、あるいは上位の機関とすることを構想したが、西園寺公望文部大臣が行政干渉であるとして強く反発した結果、教育政策に関する審議会としての位置付けとなった。この会議の設置運用について当初否定的だった政府も政策形成過程における重要性に気づき、次第にこのシステムを積極的に活用するようになった。その傾向は高等教育会議の後継である臨時教育会議、文政審議会などにおいて顕著に見られる¹⁷⁾。教育政策形成において政府が審議会を活用する手法は現在の中央教育審議会まで営々と継承されることとなる¹⁸⁾。このほか初等中等教育諸学校の実力教員が文部省の督学官などに就任し政策に一定の影響力を留保するルートもあったが、これは後に見る。

総じて言えることは、前期接続政策の形成においては、教育関係者又は彼らを中核とした団体が、影響力を行使しようとししばしば政府に強く働きかけたことである。本稿でもいくつかのケースを取上げることとなるが、それらは政府に対し受動的・自己防衛的に批判を行うだけではなく、時に能動的な提案を行うものだったことに留意する必要がある。確かにその動機が公教育を手段として個人若しくは団体の社会的上昇を図ろうとする野心にあったとしても、公教育の発展に政策レベルで貢献したいという当事者意識・責任感が強く感じられる。批判的行為は当時と現代の共通点であろうが、内容の是非はともかく、批判とともに提案がなされた点も現代における共通点といえるのか、残念ながら判断が分かれるところであろう。

3. 前期接続系統政策の概観

学校間接続を政策として捉えようとするとき、接続系統の変化、つまり各学校種が

15) このうち福原は文官任用令以前の1892年（明治25年）の入省（試補）である。通信省に入り、約1年で内務省に移籍、約4年の内務属を経て文部省に移籍した。法科出身であり、文部省移籍後まもなく教育行政法研究のため西欧留学を命ぜられている。希少な法科人材への同省の期待が窺える。

16) 天野（1996）『日本の教育システム』東京大学出版会、p. 121、本山編著（1981）p. 596。

17) 天野郁夫（1985）『教育改革を考える』東京大学出版会、pp. 97-105。

18) 天野郁夫（1996）、p. 122。

どのように登場し、どのような相対性の中で接続を織りなしたかを見ることが先ず必要となる。接続政策のいわば「外面」をなす部分である。本章では前期接続系統政策を概観する。

3.1 接続系統の成熟 —「縦」と「横」の充実—

周知の通り、我が国の学校制度は1872年（明治5年）に布達された学制に始まる。全国を8の大学区に分け、それぞれを入れ子構造の中学区（13万人単位）・小学区（600人単位）に整然と区分し、各学区に一校の学校（小学・中学・大学）を配置し、「大一中一小」というシンプルなピラミッド型の学校体系を構築するというものである。小学は「教育ノ初級ニシテ人民一般必ス學ハスンハアルヘカラサル」所とされ、中学は「小學ヲ経タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所」とされた。大学は「高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ學校」であり主に理学、化学、法学、医学、数理学を授ける所とされた。この「大一中一小」こそが、その後の我が国の正系の接続系統、いわば「縦」のラインの骨格となるのだが、この時点ではその「理想」を示したに過ぎない。例えば中学は「小學ヲ経タル」だが、大学と中学の関係は必ずしも明確ではない。はやくもここに学校間接続問題の萌芽が見られる。

政府は学校整備の着手順序として第一に「厚クカヲ小學」に振り向け、第二に「速ニ師範學校ヲ興スヘシ」とし、第三に教育の機会均等を、第四に「漸次中學ヲ設クヘキ」とした（下線は筆者）。「漸次」という言葉に表れるように、この手法による学校制度の完成には相当な時間を要することとなる。やがて急激な近代化に対応するべく、各省は所管する政策の推進に必要な促成の人材養成機関を設けた（工部省工部学校、農商務省駒場農学校など）。その一環として文部省が手がけたのが、幕府時代の流れを汲む洋学伝習機関（開成所と医学校）を統合して設置した東京大学（1877年（明治10年）発足）である。初代文部大臣である森有礼のとき、各省の学校の多くは東京大学に統合され、1886年（明治19年）帝国大学に移行した（統合は移行後も続いた）。結果的に我が国は、小学校から漸進する「下から」の接続系統と、東京大学（帝国大学）を頂点とした「上から」の接続系統を並立させるという、他国には見られない政策手法を選択することとなる。「下から」の到達を待たずして「上から」の接続系統を発足可能としたのは、それに必死で飛びつく、失業化した旧士族という有能な人的資源が大量に存在したためである¹⁹⁾。接続問題は、彼らの吸収（淘汰）が終わった後に到来する、「下から」の接続系統との関係をどう構築するかにあった。

その後戦後に至る約80年間に、接続系統は概ね以下のように変化した。それは初等・中等・高等教育を貫く「縦」のラインの形成と、各教育段階におけるそれ以外の学校種の充実、すなわち「横」の充実の歴史ともいえる。

19) 吉見俊哉（2011）『大学とは何か』岩波書店、p. 123。

3.2 1886年（明治19年）以降の状況 —「縦」のラインの形成を目指して—

3.2.1 接続系統の並立

戦前期の学校制度の実質的な基本となるのは、1886年（明治19年）、森文部大臣の時に制定された諸学校令、すなわち帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令である。学制やその後継の教育令の実績と反省を踏まえ制定されたこの諸学校令に基づき、学校制度は具体的に形成されていくこととなる。

小学校は「児童身體ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」ことを目的とし、中学校は「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス」ことを、東京大学の移行によって誕生した帝国大学は「國家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スル」ことをそれぞれ目的とした。帝国大学令は東京にあるこの一校のために創設されたものだった。

諸学校令はその法形式自体に大きな政策変更を含むものであった。それまでの学制や教育令は学校制度全体を一つの規定で書き切る設計となっていた。だが、学校制度の完成図はおろか接続系統すら並立する状況などを踏まえ、一貫した教育理念で学校制度全体を規制することをあきらめ、学校種別に制度を規定することとしたのである。そこには多様な学校種の創設を容易にし、国家社会の発展に伴って多様化するニーズに柔軟に対応しようとする意図が存在した。こうした現実的な手法は憲法制定のため西欧出張した伊藤博文がオーストリアの公法学の権威・スタインから学び、森に伝えたことによるものとされている²⁰⁾。

小学校と中学校はそれぞれ尋常と高等から構成された。尋常中学校は小学校と同じく府県立だが、高等中学校は帝国大学と同じく官立であり、尋常・高等中学校は同じ中学校といっても全く別の組織である（尋常小学校—高等小学校—尋常中学校—高等中学校—帝国大学）。また、主として小学校教員を養成する尋常師範学校や中学校教員・校長を養成する高等師範学校からは帝国大学に進むことはできず、「縦」のラインの一員とはいえない。

この頃は、「上から」と「下から」の接続系統の並立化が最も進んだ時期であった。帝国大学直下の準備教育機関であり、「上から」の接続系統に属する高等中学校（5校）全てが尋常中学校の全期間（5年）に相当する機関、すなわち高等中学校の予科（3年）を設置し、更に東京にある第一高等中学校を除き予科の補充科（2年）を設置していたこともあった。尋常中学校と予科・補充科の最も大きな違いは、外国人による外国語教授が中心だった帝国大学（1校）の教育についていける高い語学力の育成能力にあったが、この能力を尋常中学校に普及させるだけの人的資源を未だ我が国は持たなかった。

20) 本山幸彦（1998）『明治国家の教育思想』思文閣出版、pp. 191-193。

3.2.2 接続系統の接触面の形成と原理

こうした状況は「縦」のラインの構築を目指す政府にとっても、また予科・補習科に教員を割く高等中学校にとっても好ましいことではなかった。接続系統の並立状況から脱し接触面を形成するべく考案されたのが1889年（明治22年）に始まる「聯絡」制度である。当時全国は5つの学区に別れ、各学区は高等中学校が管轄し、区内の尋常中学校、小学校に対し指導的立場にあった。各高等中学校は尋常中学校卒業者のうち校長が認める優秀者を能力の程度に応じて（予科を含めた）相当学年に編入し、それでも定員が余った場合に、広く入学試験（一般試業）を実施することとした²¹⁾。やがて尋常中学校の質の向上が図られ1893年（明治26年）までに全ての高等中学校で補充科が廃止される（予科の廃止には至らなかった）。この背景には、尋常・高等師範学校や教科書の整備などによる教育の質向上と表裏をなすものとして、粗製濫造の傾向があった尋常中学校に対する「正格化」政策²²⁾、すなわち施設整備基準の制定や「地方税ノ支弁又ハ補助ニ係ルモノハ各府懸一箇所ニ限ルヘシ」とした中学校令の規定改正があったことに留意する必要がある。1885年（明治18年）に106あった中学校は、翌年に56校、その翌年に48校に激減した。以降学校数は質の向上を図りつつ少しずつ増加するが、その傾向が確実なものとなるのは、中堅知識層の需要増加が生じた日清戦争以降のことであった。

高等中学校は、東京大学予備門の流れを汲む第一高等中学校を中心に年々競争倍率を上昇させていた。高等中学校の定員は帝国大学の定員を下回るように設計され、卒業者は原則として帝国大学に進むことができた²³⁾。だからこそ上昇志向のある青年は浪人を繰り返してでも高等中学校を目指した。このため戦前期の「選抜接続」の問題は帝国大学と高等中学校（後に高等学校）ではなく、高等中学校と尋常中学校（後に中学校）との間に顕著に生じた。彼らを惹きつける魅力が帝国大学に付与されていたと言い換えることもできる。それは卒業者に与えられる「名誉」（学位）²⁴⁾、「特権」

21) 尋常中学校卒業者は無試験で高等中学校に進学できたが、そこには卒業試験があり、資格試験としての性格を有した。その後「発明」としての入学試験が定着し、卒業試験が定着しなかったのはなぜか。研究を要するところである。

22) 天野郁夫（2007）『増補・試験の社会史』平凡社、p. 263、米田俊彦（1992）『近代日本中学校制度の確立』東京大学出版会、p. 23。この「一府県一校制」は、1891年（明治24年）1月に廃止。

23) 時代は少し下るが、高等学校から帝国大学への進学率は、1902（明治35）年で99.2%であり、大正期に旧制高校が増設され、爆発的に卒業生が増加した以降の1935年（昭和10年）でも82.5%となっている。残りの者は軍学校などに転じた少数を除き、法学部や医学部などの人気学部を目指す浪人（白線浪人）であり、彼らも数年以内に帝国大学に進学していたとされる。竹内洋（1999）『日本の近代12 学歴貴族の栄光と挫折』中央公論新社、pp. 75-76。

24) 久保田譲（1899）『学制改革論』帝国教育會、p. 22。久保田は文部省普通学務局長、文部次官を経て、明治後期に文部大臣に就任した人物。

(官費留学生の便宜、徴兵猶予、官吏・教官・医師・弁護士等の資格)²⁵⁾、そして厳しい入学試験の突破などに裏付けられた社会的「威信」²⁶⁾であった。このため小学校を卒えると、そもそも府県に一校程度しかない尋常中学校に進学できなかった(しなかった)者たち、あるいは進学はしても高等中学校との学力ギャップを知って中退した者たちが、東京に集中する私立の予備校に通って高等中学校やその予科・補充科の入学試験の突破を目指すルートが形成されることとなった²⁷⁾。

当時公教育は、指導水準の低さを背景とした強い試験万能主義(競争心を刺激し学習意欲・効果を高める)の風潮の中にあり、小学校さえも日課一月次一期末一進級一卒業の各段階に行われる重層的な定期試験によって厳格に管理され、臨時、巡回、比較といった不定期試験も常態化した²⁸⁾。それでも小学校卒業者はさらに何年かを尋常中学校への入学準備にかけ、入試に合格して入学しても卒業にこぎつけるものは半数に満たない程度の学力水準であり、さらに何年もの受験準備を経なければ高等中学校への進学は困難な時代だった²⁹⁾。是非はともかく、進級・卒業試験は高等中学校からみれば自らが担当する「選抜接続」の前哨戦として機能したことになろう。

3.2.3 接続政策の問題 —「長さ」と「半断線」—

この時期の学校制度は、6歳の小学校入学から帝国大学卒業までに最短で17年を要した。模範とした海外の制度からみても(3~4年長い)、未だ40歳代前半に留まる平均寿命³⁰⁾からみても長かった。それは帝国大学が求める学力水準に到達するための「長さ」であり、同時に帝国大学の下に学力ギャップを埋める予科を置かなければならない「教育接続」の未成熟を露呈するものでもあった。さらにそのしわ寄せは、高等中学校への接続ならぬ「半断線」、つまり学力不足による(定員内)不合格の頻発という形で国民に転嫁された。途中で多くが脱落し、帝国大学卒業者の平均年齢は27歳に達していた³¹⁾。戦前期の大学進学率は最大でも1%以下³²⁾に止まった。だが公教育制度の諸機能は全て、大半の国民が到達しえない大学の存在を前提として成熟し、

25) 久保田(1899)、p. 22。

26) 天野郁夫(1986)「高等普通教育と社会階層」『教育社会学研究第41集』日本教育社会学会、p. 13。

27) 天野郁夫(2009 a)『大学の誕生(上)』中央公論新社、p. 175。

28) 斉藤利彦(2011)『試験と競争の社会史』講談社、p. 248。

29) 天野(2006)、p. 241。

30) 厚生省「簡易生命表」及び「完全生命表」によれば、統計上最も古い1891年(明治24年)から1898年(明治31年)の平均寿命は男子42.8歳、女子44.3歳。

31) 天野(2006)、p. 123。

32) 戦前期末期の1942年(昭和17年)の小学校在籍者約1,300万人に対し、大学は約7万人(大学院のほか、私大予科や北海道、京城、台北帝大予科を含む。高等学校約2万人は含まない)。ちなみに中学校約50万人、専門学校約15万人、実業学校約70万人、高等女学校約70万人だった。

やがて社会や下級学校の指導層における違和感や、大学へ至る各学校段階での厳しい入試に適応するべく普通学科の詳細な知識の伝達に明け暮れる受動性をもたらすこととなる。その感覚は暫くの間国民の教育（学歴）による社会的上昇（立身出世）熱の増大と、それを肯定・助長する国家・社会の風潮を背景に自覚されなかった。やがて（尋常）中学校の数・卒業者の急拡大と、教育水準の向上によって高等中学校（後に高等学校）入試における定員内不合格はほとんど見られなくなるが、それが高じて高等教育機会の「供給過少」という、「量」的問題を引き起こすこととなった。20世紀に入る頃から中等・高等教育機関への入学難が「試験（受験）地獄」という言葉の登場とともに急速に社会・政治問題化³³⁾することとなる。「長さ」や「半断線」の問題は、後に見る「複線化（袋小路）」と並び学校間接続の深刻な問題であり、これらを放置することは学校制度が社会から乖離することを意味した。

3.3 1891年（明治24年）以降の状況 — 「横」への広がり —

3.3.1 「實ニ混ミ入タ教育上ノ御話」の登場 — 学校間接続議論のはじまり —

1891年（明治24年）8月15日、大阪市において「國家教育ノ形體」と題する講演が行われた³⁴⁾。講演者は東京師範学校、東京音楽学校の校長を経て文部省編輯局長の職にあった伊澤修二である。彼は「炎暑ノ候」に「長演説ヲ致シマスル」ことに恐縮しながら「數幅ノ掛圖ヲ拵ヘテ」くるほどの周到さ熱心さで「實ニ混ミ入タ教育上ノ御話」を始めた。我が国の学校体系は帝国大学、すなわち「頭ノ方」が起点となって下降的に発達したものと、小学校、すなわち「尾ノ方」から上昇的に発達したものの二つの系統が並立しており、これを「ドコカデ接續セネバナラヌ事」になる。ところが実際には「遺憾ナガラ未ダ十分ニ連續シテ居ラヌ」、そこに「形體」上の最大の問題があると指摘したのである。学校間接続議論のはじまりである。

この講演は2. で見た学制研究会や帝国教育会の源流の一つである国家教育社の記念すべき第1回大集会で行われたものだった。伊澤はこの頃同社を率いて小学校教育費国庫補助運動を展開していたが、その動機は学校間接続と深く関係する。学校系統の並立を整理・統一するには国庫補助によって学校の起点となる小学校を整備しなければならない³⁵⁾という、「下から」の接続系統理念に基づいていた。

こうした伊澤の意識は、小学校から大学まで原則単線構造を採る現代の我が国からみれば共有できよう。しかし当時の主要国には学校系統を（「上から」と「下から」ではないものの）労働者と特権階級など階級別に並立させるのが一般的で、小学校から大学まで原則単線構造の開放型を実現していたのは事実上アメリカだけだった³⁶⁾。そ

33) 天野郁夫（2000）『教育學研究 第67巻 第1号』日本教育学会、pp. 8-9。

34) 明治館（1891）『伊澤修二教育演説集 第一』秀英舎、pp. 1-33。

35) 本山編著（1981）、p. 575。

36) 天野（2006）、p. 240。

のアメリカの制度を、伊澤はハーバード大学留学の際に学んでいた。だが彼の理想とする姿が帝大派などとの間でコンセンサスを得るに至らず、長く激しい応酬を必要とすることとなった。それは原則単線構造が戦後まで実現しなかったことに表れている。

3.3.2 高等中学校廃止論

帝国議会では「民力休養」を背景に高等中学校の廃止が声高に叫ばれていた³⁷⁾。尋常中学校を少し高度化するか、以前の東京大学予備門のように帝国大学に例外的に附属校を設置すれば済むのであって、一つの学校種を充てて整備するまでの必要はないという主張である。先に見た学校制度に対する違和感が既に帝国議会に見られた。

政府は議会で高等中学校の充実を訴えたが、1891年（明治24年）、大木喬任文部大臣が第一（東京）と第三（京都）高等中学校以外はこだわらないとの発言が『国民新聞』にスクープされ（「二箇所丈ケ存シタラバ格別不都合ハナカラント思フ…二箇所（今ノ第一、第三）存置説ナラバ、多分同意スルニ苦マザルベシ」7月25日付「遂ニ二ニ歸セン」）、衆議院予算委員会で辻次官が追及される事態に及んだ（12月2日）³⁸⁾。また同院本会議で政府が「決シテ其唯ハ大學へ這入ル予備門ノミデハゴザリマセヌ、今後は「追ハニ高等中學校へ中等以上ノ業務ヲ執ル様ナ人ヲ、入レルコトヲ勸メナケレバナラス」（辻次官）と答弁すると、「看板ハ成程普通高等教育ト、大學ニ入ル生徒ヲ教育」する二つの機能を掲げているが、実際には高等普通教育の方は行われていないと反論されている（同24日）³⁹⁾。

結果、帝国議会第二議会（1891年（明治24年）11月～12月）において、第一、第三高等中学校以外は不要との予算案が議決された。議決の同日、議会在解散されたため実施には至らなかったが、高等中学校が制度的に極めて不安定であったことを示している。ここで重要なのは政府と議会がともに社会人として必要な素養の獲得を念頭に置いた高等普通教育と、上級学校への進学を念頭に置いた準備教育を区別し、後者ばかりが重視されてはいけないという意識、つまり学校制度が社会と乖離してはいけないという意識を共有していたことである。では、準備教育ではない高等普通教育とは具体的に何か。森有礼を含め、その後多くの指導者が「国民の中堅として、如何なる境遇に立つも、一般に必要とする常識を養はんとする」や「国士ヲ養成スル」などと概念⁴⁰⁾では語り得ても、それは実業教育とどう違うのか、国民に受け入れられるのか、具体的に示せずにいた。

37) 本山編著（1981）、p. 215。

38) 内閣官報局（1891）『衆議院第二回豫算委員會議事録第十一號（第三科）』、p. 12。

39) 内閣官報局（1891）『衆議院第二回通常會議事録第二十二號』、pp. 13-16。

40) 天野郁夫（2009 b）『大学の誕生（下）』中央公論新社、pp. 300-301。

3.3.3 普通教育と接続政策

そもそも接続政策からみた普通教育とは当時どのようなものだったのか。森有礼は1888年（明治20年）6月21日に行った宮城県庁での講演で、小学校と尋常中学校の目的を総じて「普通實用ノ教育」とし、直後に法令用語である「普通教育」に言い換えている⁴¹⁾。森にとっての普通教育の意義はこの「實用」にあった。「實用」とは「善ク国益ヲ努メ又善ク分ニ応ジテ働ク事」であり、これこそが教育の根幹すなわち「善良ノ臣民」を育成することだと、同年11月15日の和歌山県での講演で述べている⁴²⁾。更に森は、翌年秋の奥羽地方学事巡視中に行った講演において「善良ノ臣民」を育成するために工・商・農業などの実業に就くための教育、すなわち「實業教育」の必要性を説いた。ただしそれは「主トシテ勤働ノ習慣ヲ養成スル教育」⁴³⁾のことであり、特定の職業技能を獲得するための職業教育や就職に役立つ学科を学ぶ実科教育とは区別されたもの（「普通」）である⁴⁴⁾。森はその具体例として「必ズシモ田畑ヲ耕ヤストカ鑿^{のり}鉋^{かんた}ヲ以テ働ラクト云フニ非ズ、之ヲ行フニハ先ズ學校ノ小使等ヲ廢シ教員率先シテ生徒ト共ニ學校ノ拭掃除草取水汲等一切ノ事ヲ為シ自弁自理ノ實ヲ舉ル」⁴⁵⁾（ルビは筆者）と述べている。本山幸彦の言葉を借りるならば「志気と気力が充実し、積極的、自発的に「勤働」を通じて国家活動に参加する」国民教育⁴⁶⁾ということになる。このように普通教育と実業教育の関係は必ずしも観念の域を出なかった。

実業教育は後に見る実科中学校の創設と失敗などを経て実科と結合し、1899年（明治32年）に実業学校が制度化されることで具体性を公式に獲得することとなる。実業学校は「大一中一小」の「縦」のラインと相互補完関係をなす「横」の学校種の一つとして発展するものであり、接続政策上重要な地位を占めるものである。一方「勤働ノ習慣ヲ養成スル教育」は普通教育の基礎概念の一部となり、清掃活動などは現在も「当番活動等の役割と働くことの意義の理解」（小学校学習指導要領第6章）という意味で、義務普通教育における重要な教育活動（特別活動）として定着している。

しかしそれでも、先の帝国議会の議論にあった高等普通教育と準備教育の違いは明らかではない。それを見るためには今しばらく接続系統の変化を追う必要がある。

3.3.4 井上文政の登場 ー社会への接近ー

学校制度と社会との乖離を懸念する一人に井上毅がいた。1894年（明治26年）に文部大臣に就任すると「縦」のラインは生かしつつ社会との接近を図る政策を次々と打

41) 大久保利謙編（1972）『森有礼全集巻一』宣文堂書店、p. 537。

42) 大久保編（1972）、p. 581。

43) 大久保編（1972）、p. 645。

44) 本山（1998）、p. 229。

45) 大久保編（1972）、p. 645。

46) 本山（1998）、p. 229-230。

ち出した。

その背景に日清戦争前後の資本主義の発展がある。政府や産業界は「戦後経営」の一環として、実業振興に必要な専門的能力をもった若い人材を早急かつ大量に社会に提供することを求めた。井上や文部次官の牧野伸顕らは、これに応えることが学校が社会に貢献することだと考えた⁴⁷⁾。そのため井上は「従来ノ高等普通教育ヲ移シテ専門教育トシ」、「尋常中学校ヲ以テ中等教育即チ普通教育終局ノ所トス」とすることを伊藤博文宛書簡において述べている⁴⁸⁾。

この考え方にに基づき、陣容・水準が突出し未だ一校しか設置し得ない帝国大学⁴⁹⁾とは別に、それまで予科だった高等中学校を、帝国大学と似た専門学部制（医・工・法など）⁵⁰⁾を敷く「低級大学」⁵¹⁾として改組した。それが高等学校である。高等学校令が制定され（第一次高等学校令）、学校の目的は単に「専門學科ヲ教授スル所トス」と規定し、その上で、「但帝國大學ニ入學スル者ノ爲メ豫科ヲ設クルコトヲ得」とし、帝国大学に配慮して予科機能を残したが任意設置の扱いとした⁵²⁾。予科は帝国大学の各分科大学に対応する3つの「部」を設置して教育を行うこととされた（高等学校大学予科学科規程の制定）。こうすることで高等学校は、従来通り予科を経て帝国大学に進むコースを維持しつつ、予科を省略して高等教育を行う学校（「低級大学」）となり、実用性の観点から学校制度を社会に接近させ、かつ「長さ」の短縮⁵³⁾にも貢献しようとした。見方によっては帝国大学を学制の埒外に見て下位制度を実質化する、いわば「棚上げ」⁵⁴⁾政策ともいえる。またこのとき、高等学校の性格に鑑み、学区制が

47) 笥田知義（1975）『旧制高等学校教育の成立』ミネルヴァ書房、p. 108。

48) 1894年（明治26年）10月10日付。本山（1981）、p. 219-220。

49) 帝国大学の前身である東京大学の創設は1877年（明治10年）だが、2番目の京都帝国大学の創設はそれから20年後の1897年（明治30年）だった。

50) 高等中学校時代も専門学部を置くことは可能だったが、医学部を除き活発ではなく、予科としての機能が中心だった。井上の改革は予科と専門学部の主客を逆転させることにあった。

51) 文部次官兼普通学務局長などを経て昭和初期に文部大臣を務めた岡田良平や文部省専門学務局長を経て昭和初期に文部次官を務めた松浦鎮次郎などがこの用語を用いている。例えば国民教育奨励會（1922）『教育五十年史』民友社、p. 208（岡田「低い大学」）、p. 297（松浦「低級大学」）。

52) 当初高等学校予科に入学できるのはその学区内の者に限られていたが、1897年（明治30年）度からその規制が撤廃された（明治29年文部省訓令第4号）。

53) 高等中学校の下に設けられた予科については、高等学校に移行する際に廃止（生徒は明治28年度まで在籍）され、尋常中学校との直接接続が実現した。ただし、高等学校は高等中学校時代と比べ期間が延長（2⇒3年）されている。予科の廃止はその機能を縮小し内蔵したものといえる。

54) 戦前期には帝大の水準が他の学校と比べ高すぎるゆえの「棚上げ」論と帝大側の反論がしばしば登場する。例えば1879年（明治12年）の文部少輔・神田孝平と東京大学初代総長・加藤弘との論争（ただしこの論争は東大が学制における大学の定義に適うのかという趣旨）、1899年（明治32年）の貴族院議員・元文部次官の久保田譲と貴族院議員・元文部次官・帝国大学総長の菊池大麓との論争などである。このように「棚上げ」論争は当時の公

廃止されている。

だが、この政策は成功せず、十分な生徒を確保することができなかった。井上は「低級大学」に当初予定していた学位授与権などを設定できなかった。多くの研究者は、高等学校がこうした中途半端な性格となった背景に帝大派の働きかけがあった、あるいは摩擦を嫌ったためと指摘する⁵⁵⁾。高等学校がその程度の存在に留まるならば、制度上の位置づけこそないものの、入試は緩く実績のある私立を含む専門学校に分があった（専門学校に実績のない高等学校医学部は成功した）。あくまで高等学校のニーズは、厳しい入学試験の突破というリスク⁵⁶⁾を選択してでも進む価値がある、帝国大学への進学を保証する予科の方に生じた。先に見た帝国大学に付与された魅力は、それほど強い求心力を持っていた。

学校制度の社会への接近は初等並びに中等教育段階においても志向され、普通学科の一部と実科を統合的に指導する実業補習学校・徒弟学校並びに実科中学校の創設として結実する。実業補習学校・徒弟学校は変化しつつ発達するが、実科中学校は、中等教育に進学する者の主たる関心が普通学科に強く特化した高等中学校予科への進学に向けられていた⁵⁷⁾ことから定着せず、1901年（明治34年）に廃止された。つまり中等教育と社会との関係においては帝国大学が持つ魅力に匹敵する求心力が、まだこの時点ではなかったことになる。確かに井上文政は時代を先取りし失速した感は否めない。だが、後に実業学校をはじめとした「横」のバリエーションが大きく発展・普及したことに鑑みれば、その契機をもたらした功績は大きい。

実科中学校が失敗した原因は国民のニーズに合わなかったことだけではなかった。教育課程が普通学科に大きく傾斜し、実科の履修は高学年において僅かに可能とされるに留まり、尋常中学校との差別化が図られなかったことにも原因がある。普通学科の教育は帝国大学の準備教育と共通するものであり、それと別のものとして高等普通教育を示すことはこの時もできず、むしろ実科中学校の失敗と後に見る「横」（実業学校）の拡充が相まって、「縦」のラインにおける高等普通教育と準備教育の区別は一層困難なものとなっていく。

3.3.5 接続政策の問題 —「複線化（袋小路）」—

上記のように日清戦争以降は、「縦」のライン以外、いわば「横」の学校種が創設

教育を預かる最高幹部たちの間に見られたものであり、その結果、最後まで「棚上げ」されることはなかった。

55) 天野（2009 a）、p. 185、本山（1998）、p. 284、p. 292など。

56) 高等学校（高等中学校）の合格率は1896年（明治29年）に56.0%（倍率1.7）であったものが、1901年（明治34年）には33.7%（倍率3.0）に上昇した。この間、高等学校の象徴である第一高等学校の入試倍率は2.5倍から4.4倍に上昇し、大正～昭和戦前期には実質倍率が6～12倍で推移する。

57) 簗田（1975）、pp. 116-121。

されはじめた時期である。やがて「縦」のラインつまり小学校、尋常中学校、高等学校（高等中学校）から外れると、欠員が生じた場合などに例外的に実施される資格試験に合格する場合を除いて帝国大学に到達できない、「複線化（袋小路）」の性格を強めることとなった。「長さ」や「半断線」と並ぶ重要問題がこの存在だった。その意味では師範学校も「複線化（袋小路）」の一種に過ぎなかった。「縦」のラインの収容力の強化も図られたが、我が国は戦前期全体を通じ、ニーズを充足するだけの財政を最後まで確保し得ず、「縦」のラインの「選抜接続」は総じて厳しさを増していくこととなった。

ただし、収容力不足の理由を国の財政だけに帰することはできない。当時の文部省の担当局長（菊池大麓専門学務局長）は、後に「當時の所謂中學熱なるものに付て大に憂へて居った」ため「中學校増設は特別の事情有る場合の外は認可しない」こととし、府県においては「中學校に代ゆるに中等實業学校を以てせしめんとした」⁵⁸⁾と回顧している。また文部省は先に見た尋常中学校の「正格化」政策で浮いた財源を師範学校拡張費に充て⁵⁹⁾、19世紀末には尋常中学校だけではなく中等教育諸学校（師範学校を含む）をどのような割合でどの程度設置すべきかの構想づくりに着手し、さらに次項以降で見る実業学校の充実のため、予算の成立を待たず省内に実業教育局を設置している⁶⁰⁾。

このように、政府は「縦」のライン（国家的エリートの養成ライン）の確立を目指しながらも、その肥大化は国益に与しないとし、国民の進学による上昇志向熱を師範・実業人材の養成に誘導し、その制度的充実の追い風としようとしていたことが分かる。「横」の充実はこうした政策的文脈の中で理解する必要がある。

3.3.6 私立セクターの存在 — 「横」の戦略 —

「横」の充実は学校種の広がりだけではなく、設置主体の広がり、すなわち私立セクターの存在も含めて捉える必要がある。

当時制度的地位を付与された「横」の学校種としては師範学校、高等女学校、実科中学校、実業補習学校、徒弟学校があった。この他に事実上の学校種として各種学校と専門学校があり、両者の違いは比較的高度な専門教育を行う専門学校とそれ以外の各種学校という程度で厳密なものではない。後に見るように、その中から主に中等教育段階として実業学校⁶¹⁾が、高等教育段階として専門学校（含・実業専門学校）が制

58) 田所美治（1903）「序（菊池執筆部分）」『九十九集 菊池前文相演述』大日本図書株式会社、pp. 1-2。

59) 米田（1992）、p. 42。

60) 米田（1992）、p. 45。

61) 実業学校が必ずしも中等教育段階の学校というわけではないが、実業専門学校などを除きその多くが中等教育段階の学校であったことを踏まえ、本稿ではこのように表記する。

度化され、大正中期には専門学校の一部が大学と位置付けられることとなる。こうした学校の中には東京工業専門学校や東京府立女子専門学校などの官・公立も存在したが、学校数で見た場合その中心は私立であった⁶²⁾。当時政府には私学に財政支援する発想も制度もなく、外国に見られるような富裕な宗教団体や篤志家が後ろ盾となることも期待はできなかった。よって存続のためには授業料収入の確保つまり「営利性の追求」一が極めて重要であり、それが私学に、官・公立とは異なる大胆な「教育方針」と柔軟な「教育機会の開放」をもたらした。

大胆な「教育方針」とは何より邦語主義を採ることである。「縦」のラインの学校の問題はコストの問題でもある。帝国大学のような外国人による洋語教科書を用いた教授は莫大なコストがかかる。ならば私立は翻訳教科書を用いた邦語教育を基本とし、教員は外国人教授で鍛えられた帝大卒の日本人教員を「縦」のラインから借りてくればよい、というわけである。また、柔軟な「教育機会の開放」とは授業料確保のための夜間課程や通信課程などである。中には「縦」のラインの受験予備校の役割を兼ねる（本業とする）学校も多く存在した⁶³⁾。このため、教育の質や学力という点においては必ずしも高い水準が担保できる仕組みとはいえなかった。

政府はまずは規制のない競争環境の中で私立学校の発達を待ち、社会のニーズや学校種の成熟度を測りながら次第に制度化を図った。そして制度化に伴う「特権」（徴兵猶予、官吏（判任官）任用など）の付与と引き替えに規制による質の担保を図り、低コストな学校制度の整備を目指した。接続系統におけるもう一方の中核である「横」の学校はこうして「育成」された私立の世界だった。

やがて頭角を現したのが、東京専門学校（現早稲田大学）、慶應義塾（現慶應義塾大学）、英吉利法律学校（現中央大学）、明治法律学校（現明治大学）、東京仏学校（現法政大学）やその附属・系列校などである。彼らは戦前期に各種学校から専門学校、大学へと一歩ずつ累進し、戦後は大学進学率上昇と私学助成制度を背景に様々な経営戦略を展開し、やがて私学全体が国公立と比肩する存在へと成長していくこととなる。

3.4 1899年（明治32年）以降の状況 ―中等教育段階の接続改革―

3.4.1 中学校の性格づけと実業学校の制度化

我が国の資本主義は日清戦争などを経て急速な成長を遂げつつあり、産業構造の変革期を迎えようとしていた。それは同時に近代的な知識・技能を持つ国民、つまり中等教育程度の教育を受けた国民を大量に欲する時代の到来でもあった。

62) 私立セクターの記述については、天野（1996）、p. 67-87。

63) 例えば、戦後総理大臣になる岸信介は1914年（大正3年）3月に山口中学校卒業後、第一高等学校受験のため上京、中央大学が設置した予備校（中央高等予備校）に通い、同年7月の入試に合格した。

こうした時代を背景として中等教育段階における大規模な接続改革が行われた。当時尋常中学校は、実業を志向する人材の養成（実業教育）と「高等ノ學校」を志向する人材養成（準備教育）の両者を行う機関とされ、いわば「縦」と「横」の性格が相半ばしていた。創設当初は主として実業教育機能に期待されていた⁶⁴⁾が、「上から」の視点に立てば帝国大学に人材を提供する「縦」のラインの形成に重大な影響を及ぼしかねない。このため、性格づけを巡る論争がたびたび発生し、ついに官・民から実業教育と準備教育で別々の学校種を創設する（又は途中学年から分岐する）という複線化案が登場した⁶⁵⁾。

その結果、1899年（明治32年）に中学校令を全部改正し、かつての高等中学校における目的の一部⁶⁶⁾、高等普通教育を目的とすることにより「縦」のラインの位置づけを明確にするとともに、実業教育については「横」の学校種として実業学校を制度化（実業学校令の制定）し、中等教育が複線化された。実業学校は後の日露戦争や第一次大戦を経て急激に需要を伸ばすこととなる。

また、このとき尋常中学校の名称が中学校に変更されている。それまで「尋常」という名称は、一つの学校種を上下に分かつ場合に「高等」と対をなして用いられてきたものである。既に5年前に高等中学校が高等学校に改称されていたことを踏まえれば当然の措置といえる。だが、「高等」が存在しない尋常中学校制度が5年も存在したという事実が、接続系統の接触面の上下に位置した両学校種の制度的不安定さを物語っている。

3.4.2 高等普通教育と接続政策

上記の通り中学校の目的は実業教育と準備教育のうち前者を分離したが、準備教育ではなく高等普通教育と規定された。進学準備の教育がなくなったわけでは勿論ない。先に見た違和感や受動性を背景に、地方の指導者としての資質を養う概念を含みうる

64) 中学校令制定時の文部大臣・森有礼は、1887年（明治20年）に福島県で行われた県官、郡区長、教員に対する講演において、尋常中学校の卒業者は「尚進ンテ高等中學校若クハ他ノ専門學校ニ就ク者アル可ケレトモ」、尋常中学校は「要スルニ之ヲ卒業シテ直チニ實業ニ就ク者ヲ養成スルヲ以テ目的トス」と述べている。大久保編（1972）、p. 546。

65) 主要なものに戸水寛人（東京帝国大学法科大学教授）、澤柳政太郎（第一高等学校校長）、野尻精一（文部省視学官）、正木直彦（文部省視学官兼第一高等学校教授）湯本武比古（『教育時論』主宰）がある。それぞれの案は微妙に異なっている。米田（1992）、pp. 53-57。

66) 1890年（明治23年）10月に制定された文部省直轄諸学校官制の改正（勅令第233号）により設けられた規定には、高等中学校は「高等ノ普通教育ヲ授ケ及大學並高等専門學科ノ學習ニ須要ナル豫備ヲ為サシム所トス」（下線部筆者）とされた。これは1886年（明治19年）の中学校令制定当初の「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス」という中学校（尋常・高等）の目的を更に具体的に規定したものと解しうる。

高等普通教育が選択されたとみるべきである。事実、中学校令改正を担当した菊池大麓文部次官兼専門学務局長も「先づ稍高等なる普通教育を授くる所と云ふことを主とし、上級の學校との聯絡は、第二段に考ふべき事と信ずるなり」⁶⁷⁾と述べていた。だが普通学科はもともと帝国大学のアカデミズムと親和性を持つものであり、その意味で高等普通教育と準備教育との差はないといえた。残されるのは普通学科の構成と程度の調整、つまり小学校との（接続）関係を強調するか、高等学校との（接続）関係を強調するかという問題に焦点化されていくこととなる。なお、帝国大学は中学校の普通学科を高等学校に適合させるべく高度化・分化を図ろうと試みるが成就しなかった。ここにも接続政策を考える上での重要な示唆が含まれているが、それは後に（5.）見ることとする。

3.4.3 「選抜接続」改革のはじまり

先に見たように高等学校の専門学部のニーズは低迷を続け、当時まだ制度的位置づけが曖昧だった専門学校に移行したり、新設された京都帝国大学に「格上げ」吸収されたりして、1905年（明治38年）度を最後に全ての高等学校から姿を消し⁶⁸⁾、予科の機能だけが残った。一方、予科の希望者は中学校における量的急拡大と連動してますます増大し、やがて高等学校受験者の急拡大と合格率の急落に及んだ⁶⁹⁾。1902年（明治35年）、政府はついに高等学校大学予科入学試験規程の告示によって入試の統一ルールを定め、受験者の進学希望先を考慮しつつ成績順に各校に割り振る「共通試験総合選抜」制度を敷き、有為な人材の確実な収容を目指した。今も果てることのない高等教育機関の「選抜接続」改革の歴史がこの時から本格的に始まるのだが、それを追うのは他稿に譲ることとする⁷⁰⁾。なお、教育的精神的影響を考慮し、1900年（明治33年）に小学校における進級・卒業試験が廃止された。

3.5 1903年（明治36年）以降の状況 ー高等教育段階の接続改革ー

3.5.1 臨時教育会議

臨時教育会議は官制において「内閣総理大臣ノ監督ニ屬シ教育ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」と定められた、内閣直属の諮問機関である⁷¹⁾。発足時の総理は寺内正毅だが後半は原敬総理の時期である。1917年（大正6年）10月から2年後の3月まで活動し、同年5月に廃止された。その活動時期の大半は第一次世界大戦の期間と重なることとなる。

67) 開発社（1897）「中學教育に就て」『教育時論455（12月5日）号』、p. 11。

68) 第一高等学校（1939）『第一高等学校六十年史』（非売品）三秀舎、p. 230。

69) 詳しくは注56参照。

70) 先崎（2010）、pp. 59-89。

71) 米田俊彦（2009）『近代日本教育関係法令体系』港の人、p. 134。

この会議は専ら学制改革を扱う審議機関であり⁷²⁾、特にその関心は中等教育と高等教育の接続改革を総合的に推進することに向けられた。このことは、我が国の資本主義の成長と深く関係していた。日清、日露、第一次大戦などを経て急速な成長を遂げつつあった我が国は近代的な知識・技能を持つ国民、つまり中学校や実業学校程度の教育を受けた国民を大量・安定的に欲する時代に移行していた。そして帝国大学まではいかないにしても高等学校・専門学校程度の教育が普及する可能性を踏まえた検討が必要になっていた⁷³⁾。

3.5.2 高等学校の「予科」化と専門学校・大学の制度化

1903年（明治36年）、これまで事実上の学校種だった専門学校及び実業専門学校⁷⁴⁾が制度化（専門学校令の制定）され、予科としての機能だけが定着した高等学校に代わって「低級大学」の役割を担うことが期待された。だが臨時教育会議では、これを契機に、かねてからの懸案だった大学制度の創設・専門学校の大学昇格要求が加熱し、1919年（大正8年）に大学令の制定として結実した。これにより帝国大学は大学の形態となり、大学は設置セクターを問わず学位授与権を持つに至った。大正初期頃まで、帝国大学側は、（自らを基準として）大学の創設を認めるならば複数学部で構成される総合大学でなければならず、私立の設置を認めるべきでないと主張したが、激しい議論の末、この頃には官公私立による単科大学を含めた大学の創設や専門学校のうち官立（多くが高等学校の専門学部から分離・独立したもの）や私立の一部の大学昇格など、高等教育機関の大幅な充実を図るコンセンサスが図られていた。帝国大学に付与されていた「名誉」や「特権」の多くが大学と共有された。だが巨大な国費が投入され「国家ノ須要」な人材を多数輩出し、厳しい「選抜接続」に裏付けられた帝国大学の「威信」はもはや揺るがなかった。高等教育段階は「縦」（帝国大学・大学）と「横」（専門学校）という属性、「選抜接続」の難易度、設置主体（官公私立）などの多様な価値観が交錯しつつも、東京帝国大学を頂点とした序列化の時代を既に迎えていた。

3.5.3 完成高等普通教育と接続政策

臨時教育会議は高等学校の性格変更も行った。1918年（大正7年）に高等学校令が新規に制定され（第二次高等学校令）、高等学校の目的は「男子ノ高等普通教育ヲ完成スル」（下線部は筆者）こととされた。1894年（明治27年）の第一次高等学校令制定以来、単に「専門學科ヲ教授スル所トス」とのみ規定されてきた目的が、四半世紀

72) 文部省（1972）『学制百年史』帝国地方行政学会、p. 446。

73) 文部省（1972）、p. 447。

74) 専門学校令の制定と同時に実業学校令を改正し、高等教育に相当する実業学校を実業専門学校とし、専門学校令の対象とした。

を経てようやく改正されたこととなる。先に見たように、中学校令における尋常・高等中学校時代の目的はともに「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス」であったが、この規定は維持したまま、1890年（明治23年）に高等中学校官制において「高等ノ普通教育ヲ授ケ及大學並高等専門學科ノ學習ニ須要ナル豫備ヲ為サシム所」（下線部は筆者）と具体化され、高等普通教育機能と準備教育機能を明示した。この官制は文部省直轄諸学校官制の改正（勅令第233号）の一部であり、地方所管である尋常中学校は対象となっていないが、こちらも高等普通教育機関に整理されたと考えるべきである。その後高等中学校が第一次高等学校令によって中学校令から分離され、残った尋常中学校は1899年（明治32年）の同令改正によって中学校と改称された際に高等普通教育機関と規定された。これを踏まえ、第二次高等学校令で高等学校は完成高等普通教育機関とされたのである。

当時、公教育の指導層の一部には、高等学校がほとんど国民に無縁な帝国大学専用の機関・予科として存在することへの違和感があった。このため明治末期には高等学校令を廃止し中等教育機関の一部とする「高等中学校令」が制定された⁷⁵⁾。しかし大正初期、施行目前に就任した文部大臣（奥田義人）がこれを嫌い自ら枢密院と協議し無期延期⁷⁶⁾にする事態が発生した⁷⁷⁾。このように中等・高等教育の間で高等学校の位置づけを巡る応酬は激化し、高等学校は制度的不安定に晒されていた。

臨時教育会議においても、高等学校を巡る「上から」と「下から」の応酬が展開された。その結果、中学校に引き続き高等学校の目的からも準備教育の概念が消滅した。規定上は高等普通教育機関の一つということになったがその解釈には中学校の場合と同様注意を要する。このとき既に中学校卒業者の約半数が高等学校とそれに匹敵する軍学校（陸軍士官学校・海軍兵学校など）を志願する時代となり、文部省幹部もそれを意識していた⁷⁸⁾。中学校の目的である高等普通教育と準備教育の違いがなくなっていたように、高等学校の完成高等普通教育機関という位置付けも、この「用語法」に即して解すべきであろう。

大学へと続く高-中-小の接続系統はこうして普通教育という概念によって整理された。「縦」のラインにおける「教育接続」の一応の成立である。残された問題は、普通学科の構成と程度において帝国大学との（接続）関係を強調するか、中学校との（接続）関係を強調するかとなる。高等学校の学科構成と程度は中学校のそれを帝国大学の学科に適合するように強調、すなわち高度化・分化させたものとなった。つまり完成高等普通教育を文字通りの意味ではなく大学基礎教育と解釈することで予科の実質を担保したのである。

75) 天野（2009b）、pp. 112-115。

76) 第二次高等学校令の附則により廃止された。

77) 国民教育奨励會（1922）、p. 304。

78) 開発社（1901 c）『教育時論第575号（4月5日号）』、p. 35。

このように、中高接続における教育課程レベルの論点は、実業教育の分離を契機に次第に普通学科の種類やその程度へと移行していく。後に（5.、6.）見るように、それはやがて「教育接続」における「上から」と「下から」の激しい応酬を生むこととなる。

3.5.4 7年制高等学校の帰趨

臨時教育会議は「長さ」などの問題を解決するべく7年制高等学校制度の創設を提言し実現された。注目すべきは高等学校令第7条第1項で「高等学校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス」と規定し、第2項で「高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得」と規定したことである。つまり7年制高等学校を高等学校の基本とし、例外として「高等科ノミヲ置ク」高等学校を認める構成としたのである。現行の中学校5年・高等学校3年を一貫校化し、中学校に相当する尋常科を4年、高等学校に相当する高等科を3年とし、1年間の短縮を図った。入試も尋常科入学時の一回とし、設置主体も官立だけでなく、公私立も認めて増設・拡張を図ろうとした。

一方、「選抜接続」は「試験（受験）地獄」という言葉を生むまでになっていた。政府はこれへの迅速な対応を第一とした整備計画を策定した。だがそれは7年制高校を中心としたものとはならなかった。「試験（受験）地獄」の改善は高等科の量的拡張にあると見た政府は、尋常科もあわせて整備しなければならない7年制高校を嫌ったためである。ここには重要な政治的・政策的含意があるのだが、それは別の機会に論じたい。このため計画では、既存の高等学校を「高等科ノミヲ置ク」高等学校として存続させるだけでなく、更に新規の「高等科ノミヲ置ク」高等学校も認めた。定員についても、7年制高校の上限は高等科480人・尋常科320人とされたが、新設の「高等科ノミヲ置ク」高等学校は600人、既存のそれは上限設定の適用から除外された。一連の政策は俗に大正の大増設と呼ばれるのだが、臨時教育会議の答申を踏まえつてもかなりの変更が加えられ、その上で原総理自らが山縣系・帝大系の貴族院議員らの強い反対を抑えて実行された⁷⁹⁾のである。しかも、その後の需要増が供給増を簡単に飲み込み、結局「選抜接続」の厳しさを改善するまでには至らなかった⁸⁰⁾。

また、7年制高校は高等科へ持ち上がる際には試験がなかったため人気を博し、尋常科への「選抜接続」を熾烈なものにした。なお、高等学校の受験資格は、「高等学

79) 菊池城司（2003）『近代日本の教育機会と社会階層』東京大学出版会、pp. 211-244。

80) 第二次高等学校令により高等科の増設・拡張が誘導され、改正前の1915年（大正4年）、いわゆるナンバースクールの時代は8校・定員6,300人であったものが、改正直後の1920年（大正9年）、いわゆるネームスクールの時代は15校・8,800人に増加した。その後更に数を伸ばし、昭和戦前期には2万人強に達した。しかし旧制中学の量的急拡大には追いつかず、合格率は1915年（大正4年）に21.7%（倍率4.6）だったものが、1920年（大正9年）には14.8%（倍率6.7）にまで低下し、その後変動はあったものの改善されたとはいえない状況が続いた。

校高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校尋常科ヲ修了シタル者、中学校第四学年ヲ修了シタル者」などとされた。これにより中学校の生徒でも4年生に進級すれば、5年生を経て卒業せずとも「高等科ノミヲ置ク」高等学校と7年制高校高等科を受験できることとなった。いわゆる「4修受験」の登場である。だが「教育接続」の要となる教授要目（教育課程の編成基準）については改正されず⁸¹⁾、既存の中学校（5年制）のものをを用いることとなった。では5年生の指導内容を7年制高校ではどう処理したのか。それは高等科側に委ねられた。当時高等学校には「教授要目」が存在せず指導方針は各校に委ねられていたため、自らの工夫によって吸収可能とされたのである。高等科の「教授要目」は1923年（大正12年）に文科、1926年（大正15年）に理科がはじめて制定されるが、その構成も学年制を採らない弾力的な構造が採られた。このため高等科の「教授要目」の制定は、中学校と7年制高校尋常科の指導内容の不均衡を高等科側で飲み込むべく制度化したものと解しうる。

これにより、5年生の指導内容で、入試の頻出領域だった三角法（三角関数の基礎）から出題されなくなるという現象が生じた⁸²⁾。中学校の「教授要目」を改正せずに「4修受験」を認めたことによる副作用である。「4修受験」は中学校教育を蔑ろにするものだとして、学校現場などから廃止意見が相次ぎ、政府の審議会（文政審議会）で特別委員会を設けて議論したが戦前期を通じて存続することとなる。

結局、7年制高校は終戦までに官立1校（東京）、公立3校（富山、浪速、府立）、私立4校（武蔵、甲南、成蹊、成城）の計8校の設置にとどまった。政策を打ち出した当の政府によるものが1校のみという事実をどう捉えるか、評価の分かれるところであろう。

このように、7年制高校は一貫教育によって年限の短縮を図るとともに、設置主体を私立にまで広げるなど、その限りにおいては画期的なものであった（部分最適）。しかし、是非はともかく「試験（受験）地獄」の改善のための「量」的拡張を既存制度の維持・拡充によって図ろうとする政策と干渉したため設置はごく少数にとどまり、接続上の諸問題の解決（全体最適）に貢献しなかった。接続政策においては部分最適と全体最適の均衡を図る政策感覚が必要であることを示す好例であろう。

3.6 1924（大正14年）以降の状況 ―中学校の再定義―

3.6.1 文政審議会

文政審議会は官制において「内閣総理大臣ノ監督ニ屬シ其諮詢ニ応シテ調査審議ス」と定められた、総理を総裁（初代は清浦奎吾）とする内閣直属の政策審議機関

81) 後に（6.）見るように、1902年（明治35年）に制定後1911年（明治44年）に一度改定されたが、その後20年間ほとんど手を加えられなかった。

82) 伊藤紀祥、上垣渉（2005）「旧制高等学校入学試験問題（数学）の分析」『数学教育史研究巻5』日本数学教育史学会、pp. 21-22。

である⁸³⁾。1924年（大正13年）4月から1935年（昭和10年）1月まで活動し、同年12月に廃止された。また官制に基づき、副総裁に文部大臣ほか一名を置くこととされた。ほかに幹事長を置き、文部次官が就任した。この審議会では主に中学校の性格にかかわる議論が行われた⁸⁴⁾。設置早々の1924年（大正13年）5月、「4修受験」を認めたことが中学校の教育を混乱させたとの意見が出された。これを受け、「中學校ノ現状ニ改良ノ余地アリト認ム」として1926年（大正15年）1月に中学校改善建議案特別委員会が設置されたが、結論は出なかった⁸⁵⁾。

1928年（昭和3年）9月、「中學校教育改善ニ關スル件」が審議された。中学校については臨時教育審議会でも議論されていたがほとんど未着手の状態だった。ここでは、中学校の性格変更に関することと、約20年改正されていない実践のガイドラインである中学校教授要目（文部省訓令）の見直しに関することが中心となった。いずれも接続政策上重要だが、ここでは前者を扱い後者は後に（6.）見ることにする。

中学校の性格変更とは第1に、中学校を再定義し、初等教育の基礎に一層高等教育を行うとし、従来の中流社会の男子教育としてのスタンスを退け、小学校との関係を強調するスタンスに移行する点である。第2に、これを具体化するものとして中学校の第3学年以上を主に実業を志向する第一種課程と、進学を志向し外国語・数学を重視する第二種課程に分化させる点である。明治中期以降の量的急拡大を遂げた中学校は、もはやその性格を単一に規定できないほどに「多様化」していた。普通学科の水準を学内課程で分岐させたこの改革は、これまでの指導者の用語法に強いて言えば普通学科の水準を抑えて実業を増課した第一課程が高等普通教育、従来の第二課程が準備教育ということもできるが、第二課程在籍者が大多数を占めた事実（次項参照）からみて、準備教育の分離に成功したなどというものではなく、多様化した進路需要に応えるものと考えべきである。また、本稿では触れる余裕はないが、大正末期から昭和初期の不況に伴う深刻な就職難への対応という意味合いも強い。

中学校の量的急拡大の状況を見ておく⁸⁶⁾。1917年（大正6年）から1936年（昭和11年）の中学校数は329校から559校に増加し、1.69倍となった。生徒数は147,467人から352,320人となり、2.38倍の増加を示した。1926年（大正15年）には学校数518校、生徒数316,759人であったから、大正と昭和に2区分してその増勢ぶりをみると、大正期後半に学校数で1.57倍、生徒数で2.14倍の発展を示し、昭和初年学校数で1.07倍、生徒数で1.11倍となっており、大正期後半の増加率が非常に高く、昭和になって中学校数の増加は停滞傾向を示したことになる。それでも、1936（昭和11年）の学校数、生徒数を中学校令改正の翌年の1900年（明治33年）の学校数、生徒数と比較すると、

83) 米田（2009）、p. 135。

84) 文部省（1972）、p. 451。

85) 文部省（1972）、p. 475。

86) 文部省（1972）、pp. 480-481。

それぞれ2.88倍と5.0倍に増加したこととなる。一方、実業学校は大正期後半に学校数で1.44倍・生徒数で2.18倍、昭和初年から1936年（昭和11年）までに学校数で1.52倍となり1,300校を超え、生徒数で1.86倍となり434,345人を数えた⁸⁷⁾。

この審議会は文部省が事前に精緻な原案を諮詢案として提示し、それに沿って審議会で議論したため短期間で答申が出されたが、それでも審議では制度に関わる第2の点に比較的多くの時間が割かれた。その結果、課程分化の時期が早すぎるとして、これを第4学年からとし、第3学年からの分化も可能とするにとどめることとされた。このほか第二種課程における外国語・数学の重視などを希望事項として盛り込み、1929年（昭和4年）6月に答申された。諮詢案は答申に基づき修正され、1931年（昭和6年）2月に中学教育改善案として総会で可決され、制度改正に反映されることとなる。

3.6.2 中等教育段階の充実 ―全体の教育水準と合格者の学力水準―

中学校第一種・第二種課程はこうして導入された。1935年（昭和10年）、両課程設置中学校457校、第一種課程のみの中学校9校、第二種課程のみの中学校87校であり、この年の第一種課程と第二種課程の生徒数の割合は24.5%と75.5%となっている。数字上は第一種課程が振るわなかった、ともいえるが、中学校が「縦」のラインの一員であることを考えると一概に失敗だったとはいえない。依然として「複線化（袋小路）」を強化するものであることも事実であり、様々な評価はできようが、中学校が課程分化したことにより高等学校・専門学校などとの接続、社会との接続への対応が現実に即したものとなり、また実業学校の大幅な拡充により、「縦」と「横」の相互補完関係が一層綿密なものとなったといえるのではないか。実証研究が待たれるところである。

一方、前項で見た中学校の「多様化」と小学校との（接続）関係の強調に留意する必要がある。いきおい中高の「教育接続」の水準低下が懸念されるが、「試験（受験）地獄」という認識が定着しており、その懸念が大勢を占めることはなかった。もっとも高等学校は懸念を抱かなかったかもしれない。なぜなら中学校段階の量的急拡大はやがて高等学校志願者の急増をもたらし、平均倍率約6～10倍（昭和戦前期）という、非常に厳しい「選抜接続」によって優秀な生徒を確保する可能性を高めたからである。量的急拡大は、中学校全体の教育水準と高等学校合格者の学力水準を区別すべき状況を生み出していた。

後に（5.）見るように、公教育制度が永続性と頑健性を獲得するには「選抜接続」を「教育接続」に整合させる必要がある。入学試験の出題をナショナルカリキュラムの範囲内とするなどはその例であり、当時の我が国はようやくその意識が定着しつつあった。しかし忘れてはいけないのは、定員内不合格を別にすれば収容力の程度

87) 文部省（1972）、pp. 480-481。

である「選抜接続」の厳しさは教育水準の程度である「教育接続」では制御できないということである。巨費を投じて上級学校の収容力の増強を図る方法は有効だが、総理大臣が陣頭指揮を執りようやくなしえた大正の大増設であっても、需要増が供給増を簡単に飲み込んだことは先に見たとおりである。「選抜接続」は厳しさを増し、そうであるほど合格を目指す志願者の努力を引き出し試験科目の習熟可能性を高めるという皮肉を生む。こうした効果が期待できる以上、是非はともかく、教育関係者は入学試験自体に教育的意義を見出すこととなる。

3.7 1937（昭和12年）以降の状況 ―中等教育段階・高等教育段階の一元化論―

3.7.1 1920-30年代の接続議論

学校種の性格・名称の変更などはその後も続き、1935年（昭和10年）に実業補習学校⁸⁸⁾や青年訓練所が統合されて青年学校が発足し、小学校を経て社会と接続する者への教育・青年教育が制度的に整備された（教育水準からみて中等教育段階の学校と呼ぶことはできない）。また、1941年（昭和16年）に小学校は国民学校に改組された。

この時期の接続議論の中心は中等教育段階・高等教育段階の一元化にあった。すなわち、中学校、実業学校、高等女学校といった中等教育における「縦」と「横」の学校種を中等学校として一元化すること、高等学校、専門学校といった高等教育における「縦」と「横」の学校種を大学として一元化することである。青年教育諸学校の一元化によって成立した青年学校の成立は、そのはじまりと見ることもできた。

3.7.2 教育改革同志会と教育審議会

こうした議論をリードしたのが教育改革同志会⁸⁹⁾である。同会は近衛文麿公爵を支えるいわゆる革新官僚や学者で構成された昭和研究会の系列団体だった。元内務大臣の後藤文夫、東京帝国大学教授の阿部重孝、文部省実業学務局長を経て衆議院議員となった木村正義、東京府立第一中学校長の西村房太郎らがいた。1937年（昭和12年）近衛内閣が発足すると、会員は政治、経済、文化、社会、教育等の各界に拡大した。

教育審議会は、臨時教育会議、文政審議会などの後継として近衛内閣発足の同年に設置され、1942年（昭和17年）まで続いた。この審議会は中等・高等教育各段階の一元化のほか義務教育年限延長などについて議論し、戦後開花する接続政策の先鞭をつけた点で評価される。しかしその指向性を、1938年（昭和13年）に制定された国家総動員法や、その後の大政翼賛体制などと分離して扱うことはできない。一元化については学校関係者の反対などもあり結局答申に反映されず、1943年（昭和18年）に中等

88) このほか、井上文政期に登場した職工養成学校である徒弟学校があったが、実業学校の一つである工業学校の規程改正（1921年（大正10年））によってその機能が吸収され、徒弟学校は廃止された。

89) 久保、米田、駒込、児美川編著（2001）、pp. 39-40。

学校令が制定されたが、各学校種を残しつつ概念上中等学校として一元化するに留まった。大学・高等学校については戦時下による年限短縮等が実施された。

3.8 1947年（昭和22年）以降 一単線型への移行一

3.8.1 「複線化（袋小路）」からの脱却

戦後の学校制度は、民主主義に立脚した教育の機会均等を標榜し、「複線化（袋小路）」の解消を中心とした制度改革を断行した。我が国初理念法である教育基本法とともに諸学校令は学校教育法により一本化され、大学は、かつての帝国大学と旧制大学に加え、専門学校や師範学校を含めたものとなった。中等教育は義務教育である前期（中学校）並びに後期（高等学校等）と整理され、これにより義務教育は戦前から構想されてきた年限延長（6⇒9年）を実現した。一方、低度の職業教育機関としての性格を持つ青年学校は廃止された。これにより、どの学校種に在籍していても、いかなる上級学校への進学をも制度上可能とする、原則単線型の接続系統が確立した。

振り返ってみれば、前期接続政策の基本スタンスは、帝国大学を頂点とした「縦」のライン形成への批判を、学校制度への多様なニーズとして肯定的に受け止め、「横」の充実と体系化の原動力とするものであった。それは「複線化（袋小路）」という問題を生み出したものの、戦後の単線化政策はこの多様な学校種の形成があればこそなしえたともいえる。

3.8.2 「高大接続」の出発 一「長さ」と「半断線」の帰趨一

また、高等学校は帝国大学・官立大学などを母体とする国立大学の教養部として吸収された。アメリカの強い影響下で成立した戦後の学制（6-3-3-4）は、我が国が「発明」した完成高等普通教育という名の事実上の予科制度と相容れなかったという側面もあろうが、高等教育概念の拡大と初等中等教育の水準の向上が予科を不要としたともいえる。

これにより、接続政策の問題の一つである「半断線」は、「教育接続」の成熟による改善が図られたことになる。また、高等学校の消滅と大学概念の拡大により「半断線」は収容力においても一応の改善を見たことになるが、それはつかの間のことであって、志願者の増加によって「選抜接続」の厳しさは年々強化され、やがて旧帝大以外の大学進学も決して容易とはいえなくなっていく⁹⁰⁾。

当の高校と大学の間では「狭き門」をめぐる激しい応酬が展開され、大学入試はそれがもたらす精神的・肉体的苦痛や難問奇問の頻出なども含めて学校教育全体を歪める深刻な問題（元凶）と位置付けられた。それは少子化を背景とした「大学全入」時

90) 例えば1964年（昭和39年）の大学進学率は約20%（現役志願率約30%・収容力約70%）。しかし受験生の急増等により1966年（昭和41年）度の大学進学率は約16%（現役志願率約40%・収容力約60%）に低下。回復に約4年を要した。

代の到来まで続き、現在は「安易な入試で大学が学生集めをするから生徒が勉強しなくなる」と「高校における学力育成が不十分なため大学入試も初年次教育も低きに流れる」という応酬に変化したことは冒頭でも触れた。

このように、これまで「上から」と「下から」の接続系統の接触面にあるがゆえに、議論・非難の的となった高等学校（高等中学校）・中学校（尋常中学校）の位置に、大学・高等学校が納まることとなった。現代の学校間接続問題が高校と大学の接続（高大接続）に収斂する構造はこうして始まる。なお、予科の廃止や中等教育や高等教育への進学が国民生活や社会に浸透していくにつれて、「長さ」の弊が叫ばれることはなくなっていった。

4. 行政組織と前期接続政策 ー接続系統の接触面と学校所管ー

これまで見てきたように、接続系統の接触面には「上から」の接続系統に属する高等学校（高等中学校）と、「下から」の接続系統に属する中学校（尋常中学校）が存在した。そしてそのいずれもが接触面にあるがゆえの不安定に晒された。

高等学校（高等中学校）は、「低級大学」として独立性を強め社会に高等教育を修めた人材を直接輩出する機関となるか、あるいは帝国大学の予科として従属性を強めるかをめぐって不安定が生じたが、専門学校の制度化など「横」の充実などに支えられ、結局完成高等普通教育機関という名の予科としての位置づけが定着した。一方、中学校（尋常中学校）は、卒後ただちに地方の指導者となる人材を養成する実業教育機関となるか、あるいは高等学校の予科となるかをめぐって不安定が生じたが、こちらも実業学校の制度化など「横」の充実などに支えられ、結局予科的性格を強く志向する高等普通教育機関としての位置づけが定着した。

高等学校が前身の高等中学校の頃から（専門学部を除き）一貫して予科としての性格を有し、帝国大学との結びつきが強かったのに比して、中学校（尋常中学校）と小学校の関係はそれほど強いものではなかった。このため、中学校（尋常中学校）を「下から」の接続系統として取扱うのか、「上から」の接続系統として取扱うのかという議論を発生させた。それは政策を企画・立案する行政組織上の問題としても顕在化した。

本章以降は接続政策の「内面」というべき論点を扱うが、先ず本章では、文部省における学校所管の遷移を通じて接続政策の形成過程とその問題点を見ていくこととする。

4.1 専門学務局と普通学務局

学校制度を、東京大学（帝国大学）などを所管する文部省専門学務局と、小学校・師範学校などを所管する同普通学務局に分掌する構成は1881年（明治14年）に始

まる⁹¹⁾。それまでの官立学務局・地方学務局という設置主体別の局構成から教育段階別の局構成に移行したのである。1885年（明治18年）には学務第一局（専門学務局に相当）、学務第二局（普通学務局に相当）と名称を変えるが教育段階別の局構成であることは変わらなかった。なお、この間中学校は一貫して普通学務局の所管であった。この年の12月に行われた太政官制から内閣制への移行に伴い、その翌年の1886年（明治19年）一奇しくも諸学校令制定と同じ年に現在の国家行政組織法に相当する官制通則が定められ、これに基づき現在の各省庁設置法に相当する各省官制が制定された（勅令第3号）。文部省官制諸規定を見ると、学校教育を担当する組織が学務局一局となり、第一課が帝国大学、第二課が大学分校（高等中学校）、尋常中学校、高等女学校、第三課が小学校、師範学校など、第四課が専門学校などを所管した。初等・中等・高等教育行政のほぼ全てが一つの局に掌握されるという構成は、文部（科学）省の全期間を通じて極めて珍しい⁹²⁾。厳しい財政状況を背景に当時官衙で広範に実施されていた「行政整理」の影響が考えられる。

普通学務・専門学務を統括する学務局長は最初の約3ヶ月は空席で、その間は元学務第二局長（普通学務局長）だった辻新次が心得とされていたが、残余の1年半は第三高等学校の前身となる大阪中学校長を務めた折田彦市や帝国大学の体制強化（各省学校の統合など）に尽力した濱尾新・元学務第一局長（専門学務局長、後に帝国大学総長）が正式発令された。当時の省内情勢を窺い知ることができる。

翌1887年（明治20年）の官制改正（勅令第50号）で再び二局構成となり、帝国大学などを所管する専門学務局と、小学校・師範学校などを所管する普通学務局に分かれ、高等中学校は専門学務局、尋常中学校は普通学務局の所管とされた。高等・尋常中学校の間に敷かれた学校所管の区切りが、これまで見てきた「上から」と「下から」の接続系統の接触面と一致していたことが分かる。

4.2 接続系統の接触面と学校所管の不一致 — 菊池大麓と嘉納治五郎の「綱引き」 —

しかし、1890年（明治23年）の官制改正（勅令第101号）で、高等中学校のみならず尋常中学校も帝国大学を所管する専門学務局の所管とされ、尋常中学校は高等中学校と同じ「上から」の接続系統に組み込まれた。この特殊性は同じく中等教育機関である高等女学校が引き続き普通学務局の所管であることにも現れている。中学校が「縦」のラインの一員としての性格づけを明確にしたのが1899年（明治32年）以降であることは先に見たが、その10年ほど前から既に専門学務局の所管とされていたことになる。それはなぜか。

先に見たように、諸学校令が制定された頃は「上から」と「下から」の接続系統は

91) 文部省（1931）『内外教育制度の調査』文部省調査部、p. 42。

92) この他には1945（昭和20年）10月から1949年（昭和24年）5月まで設置された学校教育局があるのみである。

並列化のピークを迎えていた時期である。両者が接触面を形成するべく「聯絡」制度が導入されるが、当時高等学校（高等中学校）は各学区内の尋常中学校に対して指導的立場にあり、「聯絡」制度は「上から」の影響力の行使と見ることができる。尋常中学校の専門学務局への移管もこうした意味での接続政策の円滑化を図るものと考えられる。

だが、「下から」の接続系統の整備を進める普通学務局からみれば、中学校（尋常中学校）は接続系統の接触面を越えて専門学務局が所管している状態、つまり学校所管との不一致を生むこととなる。事実、尋常中学校の所管を巡り、「上から」（専門学務局）と「下から」（普通学務局）の激しい「綱引き」があったとされる。例えば1898年（明治31年）2月、反官・反藩閥で知られる新聞『日本』は、「文部省の将来問題」という記事において東京帝国大学理科大学数学科教授と兼務して専門学務局長に就任した菊池大麓と、高等師範学校の校長と兼務して普通学務局長に就任した嘉納治五郎との間に見解の相違があり、「菊池氏は中學を以て大學に引き寄せんとし、他の一派嘉納氏等は小學と接近せしめんと」していると報じた（14日付）。さらに5月には大衆新聞『万朝報』が、嘉納局長が前文部大臣で政界の実力者である西園寺公望に対し、尋常中学校は「其性質として普通学務局に属すべきものなり」と移管運動を行ったと報じた（11日付。「茗溪會派の一喜一憂」）。これが奏功したかは定かでないが、「横」の充実の一環として実業学校が制度化され、中学校が「縦」としての性格を強めていく中、2年後の1900年（明治33年）4月、中学校が普通学務局に移管された（勅令第106号）⁹³⁾。嘉納には中学校が高等学校と同様帝国大学の予科となるのではないかとの懸念があったと考えられる。1891年（明治24年）の帝国議会第二議会において当時の辻文部次官は「尋常中學校ハ豫備ジヤゴザイマセヌノデス⁹⁴⁾」と答弁していたが、それでは安心できなかったことになる。一方当の中学校では、教員は高等師範学校卒が増えつつあったが校長の多くは帝国大学の卒業生で占められていた⁹⁵⁾。このように「上から」「下から」のみならず師範学校や中学校における複雑な勢力の絡み合いが本省にもたらした現象が先に見た「綱引き」であったといえる。

しかし「綱引き」が本省において生じた最大の要因は、当時専門学務局長の多くが菊池など帝国大学教授からの就任（兼務）だったこと、一方普通学務局長が高等師範学校長の嘉納だったことであろう。メリットシステムに基づく近代的な官吏任用制度は1893年（明治26年）に発足したばかりである（文官任用令）。試験任用された官吏が文部省において局長等の行政責任者に到達するのは明治30年代末以降であり、それまでの間、辻新次や久保田譲、澤柳政太郎などのわずかな行政畑育ちを例外（ただし

93) 両局の他に実業学校などを所管する実業学務（教育）局が設置されるようになるが、「行政整理」の関係などで廃止又は専門学務局との合併・分離を繰り返した。

94) 内閣官報局（1891）、p. 2。

95) 米田（1992）、p. 60。

文官任用令以前の入省)として、教育・学術の専門家が直接に行政の中核を担っていたことになる。教育・学術・行政が高度かつ精緻に専門分化した今日では考えられない現象であるが、この事実は当時の政策文脈を正しく理解する上で重要である。

それはともかく、嘉納・菊池間における「綱引き」は、彼らにとって接続系統の接触面と学校所管の不一致がいかに重大な問題とされていたかを示している。では、それは具体的にどのような問題なのだろうか。

5. 学科構成と前期接続政策 ―中学校令施行規則制定問題―

実業学校の制度化など「横」の充実の中で、中学校は「縦」のラインの一員としての性格を強めていく。それは接続系統の成熟、すなわち「縦」のラインの形成と、それに伴う「横」の充実を示す象徴的な出来事の一つといえたが、その過程は「上から」と「下から」の激しい応酬を要した。見方を変えれば、接触面の在り方をリードしてきた帝国大学側の「上から」の主張に対し初等中等教育側の「下から」の主張がプレゼンスを発揮しはじめるターニングポイントを迎えたともいえる。

本章では、中学校令施行規則制定問題を軸に、接続系統の接触面に生じた応酬の実際を見ていくこととする。

5.1 20世紀前後の中学校の状況

先に見たように戦前期の学校制度の発展は、1886年(明治19年)に制定された中学校令を含めた諸学校令にはじまるが、中学校の場合、中学校令を具体化した中学校令施行規則が1901年(明治34年)に制定され、ようやくその基盤を整備するに至った。

この間、中学校(尋常中学校)では量的急拡大がみられた。制度が発足した1886年(明治19年)にはその数56校・在籍者10,300人であったものが、施行規則が整備された1901年(明治34年)には216校・88,391人と、わずか15年の間に校数は約3.9倍、在籍者数は実に8.9倍に拡大している。こうした量的急拡大は教育水準の維持を困難にさせる。事実、実践のためのガイドラインとして中学校令と同時期に制定された尋常中学校ノ学科及其程度(文部省令)では、1894年(明治27年)の改正の際、一校数は約1.5倍・在籍者数は約2倍に達していた―第二外国語の必修化廃止などを実施している。その後更に急激な増加を遂げた19世紀末から20世紀初頭において、再び改正の必要性が論じられていた。こうした事情から制定されたのが、先述の中学校令施行規則(1901年(明治34年))であった。

だがこの直後、慌ただしい事態が発生する。対応すべき実践のガイドラインは制定されず、そればかりか、施行規則そのものが翌1902年(明治35年)に、わずか11ヶ月で改正され、ようやく実践ガイドラインである中学校教授要目(文部省訓令)が制定されたのである。公教育の歴史における珍事がこのときなぜ生じたのか。まずは、尋常中学校教科細目調査委員会と澤柳政太郎という、主張の異なる二つの存在に注目

する必要がある。

5.2 尋常中学校をめぐる二つの動き

5.2.1 尋常中学校教科細目調査委員会 ―「上から」の主張―

尋常中学校の指導実態（教科細目）を広く調査するため、文部省専門学務局は1897年（明治30年）9月に東京帝国大学文科大学長（11月に同大総長、その後文部大臣）であった外山正一を委員長とする尋常中学校教科細目調査委員会（以下この章において「委員会」という）を発足させた。国語には東京帝国大学教授であり同大に我が国初の国語研究室を開くこととなる上田萬年（後に文部省専門学務局長、同大文科大学長）、数学には菊池大麓及び彼と並ぶ近代数学教育の双璧であり算術・代数教育の権威であった同大教授の藤澤利喜太郎、理科（物理科）に同大初の理学博士となった山川健次郎教授（後に同大総長、京都帝大総長）を迎えるなど、当時の教育・学術界の最高権威が揃えられた（委員には高等師範学校の教員なども含まれるが、多くは彼らの教え子であった）。数学科委員であり、文部次官でもあった菊池は『教育時論』においてこの「上から」の色彩が極めて強い人選に「非難の聲」や「攻撃する者」があることを認める一方、これ以上の人選ができるものなら組織してみよ、と強烈的な自信を示した⁹⁶⁾。委員会は、翌1898年（明治31年）4月に尋常中学校教科細目調査報告（以下「調査報告」という）を文部大臣（西園寺公望）に進達してその活動を終えた。

「調査報告」のポイントは三点あった。第一は、この調査の趣旨そのものである。「調査報告」を公表する際に専門学務局⁹⁷⁾が冒頭に付した「緒言」には「各學校ノ間ニ於テ、自ラ學科程度ノ不均一ヲ生ズルノ虞歟カラス仍テ一定ノ準則ヲ定メ、中學教育ノ統一ヲ計ル⁹⁸⁾」とある。それまでの実践ガイドラインである尋常中学校ノ学科及其程度は大まかな内容・程度を示すものであり、各校の指導水準・速度や学力水準に深刻な開きが生じていた。その実態を明らかにし、指導すべき内容を細かく示し各学校での指導内容を標準化する方針を立てることが調査の趣旨だった。

第二は、高度化・分化を求めたことである。「調査報告」に登場する学科を当時の学科及其程度と比較すると、①国語及漢文を国語と漢文に分離、②物理及化学を物理と化学に分離、③理化示教、鉱物地質、生物及動物、植物の新設など、帝国大学の専門学科を意識した細分化が見られる。

第三は、授業時間を過少と認じたことである。外山は進達文で「授業時數ノ僅少ナルカ為ニ擔當委員ニ於テ其時數ヲ増加スルニアラサレハ完全ナル細目ヲ編成スルコト

96) 開発社（1897）、pp. 10-11。

97) 1897年（明治30年）10月から翌年10月まで、専門学務局は「高等学務局」と改称されたが、所掌事務に大きな異動はない。本稿では煩雑を避けるためこの間も「専門学務局」と記述することとする。

98) 文部省（1898）『尋常中學校教科細目調査報告』文部省高等学務局、p. 1。

能ハスト認メタルモノ尠カラサル」けれども政府から「當初右時數ノ義ハ為ルヘク現行規程ノ範圍内ニ於テ調査スヘキ旨演達アリタルニ」仕方なく現行の授業時間数を優先して内容の省略・先送りを図ったとしつつも⁹⁹⁾、各委員が「時數増加ニ關スル希望」を学科ごとに「陳述」することを認めた¹⁰⁰⁾。授業時数の増加を視野に入れた調査を行ったことが窺える。

このように東京帝国大学教授を中心とした委員たちは、調査の趣旨が尋常中学校の教育・学力水準の深刻な状況を踏まえて指導内容を標準化することにあるにも関わらず、学科を帝国大学の教授内容に即するべく高度化・分化させ、授業時数の増加を求めようとした。尋常中学校に対する「上から」の「教育接続」の発想とはこのようなものだった。

専門学務局もさすがにこの「調査報告」だけで決定することは避け、「緒言」には「該報告書ニ關シテハ其是非得失ニ付本省ニ於テ更ニ十分ノ査覈ヲ經ルニアラサレハ直ニ其全體ヲ是認シ之ヲ一般ニ施行セシムルコト能ハス¹⁰¹⁾」(ルビは筆者)と記しているが、当時の局長は文部次官兼東京帝国大学数学科教授の菊池大麓が兼任しており、更に幾何指導の最高権威としてこの委員会の委員も兼ねていた。しかも尋常中学校は専門学務局が所管していたことを考えれば、「調査報告」が実現される環境は整っていたといえる。ただし、倫理や国語における委員間の対立や、審議会である高等教育会議¹⁰²⁾が開催できないほどの深刻な予算不足、政治的理由などでその後の作業は停滞していた¹⁰³⁾。

だが、「調査報告」の進達から3ヶ月後の1898年(明治31年)9月、菊池は外山の文部大臣就任に伴い、東京帝国大学総長に就任し省の外に転出することとなる¹⁰⁴⁾。

5.2.2 澤柳政太郎の登場 — 「下から」の主張の登場と「上から」の主張との調整 —

菊池の総長就任から2ヶ月後の11月、第一高等学校校長から普通学務局長に就任したのが澤柳政太郎だった。以来約8年間その職に留まることとなる。

99) 文部省 (1898)、p. 3。

100) 文部省 (1898)、p. 4。

101) 文部省 (1898)、p. 1。

102) 1896年(明治29年)から1913年(大正2年)まで設けられた、我が国初教育政策に関する文部大臣の諮問機関。帝大総長・直轄学校長・文部省員で構成し、民間の教育理論家なども加わった。高等教育に関する会議ではなく、高等な立場から教育行政・学校制度全般について審議した。

103) 米田 (1992)、p. 51。

104) 菊池と外山は幼少からの長い歴史がある。二人は同時期に蕃書調所(東京大学の前身の一つ)に学び、菊池が最初に渡英した時期は外山が勝海舟の推挙で英国に派遣された時期と重なり、外山が日本人初の東大教授(社会学)に就任した同年(1877年(明治10年))に、菊池は数学科初の教授に就任している。そして東京帝大総長の前任・後任となったのであるから、仕事を越えた浅からぬ仲であったことが窺える。

澤柳については、現代の我々から見れば後年の京都帝大澤柳事件や成城学園の創設といった大学人・教育家としての印象が強いが、帝国大学哲学科を卒業後文部省に入省し、以来総務局報告課長、文書課長、記録課長、文部大臣秘書官、官房図書課長等を歴任したれっきとした官吏であった。1892年（明治25年）に修身教科書機密漏洩事件で引責辞任したが、その後京都や群馬の尋常中学校長や第二、第一高等学校長を経て普通学務局長に就任した。豊富な官歴に加え中等・高等教育現場の責任者を歴任する多彩な顔を持っていた。

尋常中学校長を歴任した澤柳は、小学校と中学校の学力格差が深刻な状態にあることを痛感し、約10年続いた中学校（尋常中学校）への「上から」の政策の流れを変更し小学校との接続を強調するスタンスに変更すべきと考えていた。尋常中学校が普通学務局の所管に移行して7ヶ月後の1900年（明治33年）11月、澤柳は中学校長を対象とした会合で、中等普通教育と準備教育は「二個の異なりたるものがあるべきものではなく、高等教育のような「分科ならざるを宜しとす」とし、「調査報告」を覆す発言を行った¹⁰⁵⁾。帝国大学に適合した学科構成が学問的知識の直接的な注入に繋がることを懸念し、逆に普通学科の統合・総合化を図ろうとしたのである。澤柳の考え方は文部省案となってその年の12月に開催された高等教育会議に諮られた。菊池総長を含め帝国大学関係者が約3分の1を占める¹⁰⁶⁾この会議で文部省案の大幅な修正、つまり「調査報告」に示された「上から」の主張との調整が図られ、翌1901年（明治34年）3月、中学校令施行規則が制定された。

とはいえ、その内容を見ると、全体として現場と生徒の負担が軽減され、初等中等教育の完結性を高めるものとなっている。①学科構成は現行の中学校を基本としつつ倫理から修身への改称、習字の国語への統合、簿記の廃止、実科の廃止などが行われ、「調査報告」にあるような高度化・分化は退けられた。また倫理から修身への改称は、帝国大学で扱うような学問の注力的性格を排除するためとされる¹⁰⁷⁾。②教育内容は漢文の軽減、数学における軽減（代数を初歩に限定、立体幾何と三角法を削除）、唱歌の必修化などが、③授業時数は国語、外国語、歴史・地理の減少、博物と物理及化学の増加などが行われた。

しかし、施行規則の内容におそらく菊池は大変な衝撃を受けたことだろう。なぜなら、このうち漢文の軽減などは高等教育会議の決定に逆行するものであり、最も削減が顕著な数学に至っては同会議に諮詢すらされていなかったからである。菊池の衝撃は当時有力な教育政策誌だった『教育時論』への批判投稿として表れ、やがて政策責任者である澤柳との公開論争へと発展することとなる。

105) 開発社（1900）「全国中学校長相談會」『教育時論第563（12月5日）号』、pp. 34-35。

106) 本山編著（1981）、p. 572。

107) 米田（1992）、p. 90。

5.2.3 高等学校の反応

菊池・澤柳論争を見る前に学校現場の反応を見ておく。教育内容の強い削減ベクトルと学科の統合・総合化を詳細に規定し、小学校との接続を強めた中学校令施行規則は、相対的に高等学校の教育内容との接続を稀薄にすることとなる。またこのことは高等学校入試の出題水準にも影響を与える。高等学校の校長で構成され、文部大臣も臨席する重要な会議として高等学校長会議があったが、同会議は前年の1900年（明治33年）に、「高等學校入学試験ノ程度ハ當分ノ内中學校卒業ノ程度ヲ以テ標準トスルコト¹⁰⁸⁾」を確認したばかりであった。にもかかわらず、翌1901年（明治34年）には、「新規定」すなわち中学校令施行規則について、「中學校ニ於ケル學科改正ノ為高等學校ノ入学試験ハ新規定ノ程度ニ依ルベキカ如何」を諮問案¹⁰⁹⁾としている。「教育接続」の低下を前提として「選抜接続」と連動させるべきかを改めて問うものであり、高等学校側にとって極めて重要な議題である。残念ながらこの時の議論の内容を示す資料は見あたらないが、同年11月の『教育時論』は、高等学校入試の程度問題について、中学校令施行規則の制定により「中學校と高等學校その他接續諸學校との間に、學科程度の聯絡を失したるも、その善後策は未だ講ぜられず…輕卒に急激の改革を行ふこと、これ文部近來の惡癖なり」と指摘した¹¹⁰⁾。既に教育マスコミは、表面的には教育課程を巡る「教育接続」上の問題が、実は入試と「接續」、すなわち「選抜接続」上の問題でもあることを的確に捉えていたことが分かる。

下級学校での指導範囲が上級学校入試の出題範囲（の上限）となるという考え方は今の我々にとっては常識であるが、当時もそうであったかは疑問である。高等学校が制度化された1894年（明治27年）に制定された高等学校修業年限及入学程度（文部省令第16号）には、「高等學校入学ノ程度ハ尋常中學校卒業ノ程度ニ依ル」と規定されていた（第2条）。にもかかわらず、高等学校長会議において入試に関する先述の「確認」が必要な状況にあった。わずか数年前の1890年代まで、高等学校の主な人材供給源は各府県に1校程度しか整備されていなかった尋常中学校ではなく、成立学舎、キョウガクシャ共立学校、東京英語学校といった予備校の出身者、若しくは中学校（尋常中学校）の中退者だった¹¹¹⁾。また帝国大学と結びつきの強い高等学校からみれば、中学校の教育水準は低く、不満だったことも関係するだろう。

このように当時我が国は、「選抜接続」を「教育接続」に整合させ、公教育制度の

108) 東京帝国大学（1900）「専門学務局長ヨリ高等學校長会議諮問送付」『文部省及諸向復書翰』、p. 17。

109) 東京帝国大学（1901）「専門学務局長ヨリ高等學校長会議諮問送付」『文部省及諸向復書翰』、p. 13。

110) 開発社（1901d）『教育時論第598（11月25日）号』、p. 44。

111) 例えば1888年（明治21年）度の一高入試では、各府県の尋常中学校からの合格者が皆無ないし数名程度であったのに対し、予備校からは共立学校53名、東京英語学校53名、成立学舎20名の合格者を出していた。

永続性と頑健性を獲得しようとする、その入り口にいた。だからこそ、高等学校側は帝国大学への「教育接続」を低下させ、初等中等教育の完結性を高めようとした尋常中学校の変化に反応したのである。なお、一方の当事者である中学校側の反響は特になかったという¹¹²⁾。

5.3 菊池・澤柳論争の経緯と決着

5.3.1 菊池・澤柳論争の経緯

菊池の最初の批判が『教育時論』に掲載されたのは、明治34年（1901年）3月15日号（第573号）、中学校令施行規則が制定されて10日後のことである。批判の論点は多岐にわたるが、そのいくつかは澤柳の学校間接続に関する見識を問うものであった。

まず菊池は代数を初步に、幾何を平面幾何に限定し、三角法を廃止したことを、「一も具体的観想を得ること能わず」や「殆ど其意を解する能わず」などの言葉で批判し、このようなことでは、上級学校は特別の学科を設けて、中学卒業者の足りない所を補わなければならないと述べ、なぜこれほどの大きな削減について高等教育会議に諮詢しなかったのかと質した¹¹³⁾。（帝国大学教員が多く在籍する）高等教育会議を蔑ろにしたことへの立腹はともかく、「教育接続」を無視してでも中学校の内容を軽減させ初等中等教育の完結性を高めようとする澤柳の姿勢を看過できなかったのである。

これを受け、その10日後に刊行された次号において澤柳普通学務局長が反論を展開した。削除の理由は「実に全国中學校に於ける數學教授の現況と成績」に基づいて検討されたものであり、高等学校入試において数学の成績が「満點百中僅かに二十乃至三十の得點」でも入学してくるわけだから、「現制の時間を以て、立体幾何平面三角まで教授せんとするは、實に無理なるが故なり」と反論した。また、そうした数学の小学科のことまで高等教育会議で扱うことは適切でないと述べた。そして最後に、①内容を削減して程度を低くし時間は減じない、②時間を増加する、③中学校の入学程度を高くする、の3方策があるが②③は現実性がなく①を採用したのだと、中学校令施行規則の制定における方針を述べた¹¹⁴⁾。小ー中学校間の教育問題を強く打ち出すことで約10年続いた「上から」の政策シフトを変更しようとしたのである。

これに対し、更に10日後の号に菊池の再反論が掲載された。かかる削減は十分に高等教育会議に諮詢すべき内容であるとし、同じく中等教育機関である高等女学校の数学の取扱いについては諮詢したのではないかと反論した。また、中学校の学力低下についても、第一高等学校の入試答案を検査した経験から十分承知しており、これは数学科だけでなく全学科の問題であり、「之を救済するの術は良教員の充実にあり」

112) 米田（1992）、p. 95。

113) 開発社（1901 a）『教育時論第573（3月15日）号』、pp. 30-31。

114) 開発社（1901 b）『教育時論第574（3月25日）号』、pp. 29-31。

として、前号において澤柳が示した3方策のいずれでもない方策を提示した。また、幾何を削減するにしても、空間幾何を廃止するのではなく、平面・空間幾何全体を簡易にする方法もあると、幾何指導の最高権威という立場からの反論も行っている¹¹⁵⁾。

5.3.2 菊池・澤柳論争の決着

その後澤柳が再反論することなく論争は幕を閉じた。澤柳が再反論を行わなかった理由は分からないが、事実としていえることは、菊池はそれから2ヶ月後の1901年(明治34年)6月、東京帝国大学総長から第一次桂内閣の文部大臣として文部省に戻り、澤柳の上司となったことである。そして翌年2月、中学校令施行規則はわずか11ヶ月で改正され、「數學ハ算術、代数初歩及平面幾何ヲ授クベシ」との規程は菊池の主張どおり「數學ハ算術、代数、幾何及三角法ヲ授クベシ」に復することとなったが、それ以外で大きく覆ったものはなかった。また、実践ガイドラインである中学校教授要目がようやく制定された。

5.4 菊池・澤柳論争の評価

5.4.1 菊池・澤柳論争の整理

まず注目すべきは、東京帝国大学と文部省という、ともに我が国の公教育を牽引し、しかも当時極めて密接な関係にあった機関の総長と局長が、完全公開の状態で政策論争を行ったことである。かつその内容も、学校間接続について、水面下に「選抜接続」の論点を含みつつ「教育接続」の面から争った例として極めて貴重かつ重要である。このような例は教育政策上極めて異例であり、他の政策分野でも希少なものであろう。

ここで主張を整理する。①尋常中学校の「学科構成」について、委員会は帝国大学への「教育接続」を意識した高度化・分化を志向するが、澤柳は総合・統合化を主張した。②また「内容・時数」について、委員会は削減案を示しつつも高等学校・帝国大学への「教育接続」を意識し増加の意欲を示したが、澤柳は倫理から修身への改称に代表される学問的干渉の排除、数学に代表される更なる内容削減を行い、初等中等教育の完結性を目指した。つまり、中学校の深刻な学力状況への対処と高等学校・帝国大学の準備教育ではないことを小中接続、つまり普通学科の構成・水準の調整に求めたこととなる。このように両者のスタンスには明確な対立性が見られた。なお、準備教育は法令上から消え高等普通教育が中学校の目的と規定されていたが、その実態に差がないことへの批判は昭和になっても続いていた¹¹⁶⁾。

115) 開発社(1901c)『教育時論第575(4月5日)号』、pp. 34-36。

116) 東京帝国大学教授の阿部重孝は明治初期からの就学・就職率、学科の変遷等を精緻に分析し、政府の学制改革や普通・実業・準備教育の方針を批判した。主著は『教育改革論』(1937年(昭和12年)、岩波書店)。

5.4.2 菊池・澤柳論争の解釈

先ず菊池は指導内容の削減を行えば上級学校は特別の教育を行い下級学校の教育の不足を補わなければならないとなり不適切だと主張する。これに対し澤柳は、中学校の量的急拡大を背景として、入学試験の数学で2〜3割しか取れなくても入学してきており、中学校の教育課程はそもそも実態にそぐわず無理があるのだと反論した。つまり澤柳は「下から」の接続系統の観点から中学校の教育内容を削減・統合する有効性を説いたのである。このように両者のスタンスは、ともに上級学校であろうとするもの、すなわち中学校は小学校の上級学校、高等学校は中学校の上級学校であろうとしたものであることが分かる。換言すれば菊池は小中接続に、澤柳は中高接続に十分意を用いなかったともいえる。

澤柳は事態処理の方策として3方策を示し、そのうち内容を削減し程度を低くし時間は減じない案以外ないと主張する。これに対し菊池は、3方策のいずれでもなく、指導力の充実で対応するのが筋だと主張する。澤柳の主張は高等学校との接続に目をつぶるもので、菊池の主張は理想的だが直ちに対応できないものだといえる。いずれもその時点のその立場の正当性を主張しているにすぎない。

また、この論争は一見「教育接続」を巡る論争だが、水面下に「選抜接続」の問題を孕んでいたことに留意する必要がある。中学校における指導内容の削減について、高等学校側は入試の水準を下げるか、あるいは中学校の教育水準に規律されない出題を行うか、どちらかで対応することとなる。前者であれば高等学校が社会全体若しくは帝国大学に対する責任を果たせなくなる危険があり、後者であれば学校間接続が後退する危険がある。澤柳はこの葛藤の中から、より大衆化した教育段階の保護、つまり初等中等教育の完結性の確保を選択したのである。

5.4.3 現代に与える示唆

公教育が制度としての永続性・頑健性を獲得するためには「選抜接続」で扱う学力の水準を「教育接続」のそれに合わせる必要がある。だが下級学校の指導力・学力の「多様化」を理由として指導内容を削減した場合、その分の公教育に対する責任は上級学校に付加されることとなる。もちろん上級学校も付加された責任を黙殺して更に上級の学校や社会に先送りすることはできる。だが、それは各学校段階独自の目的や役割を果たしたことになるのか。その解を短絡的に求めることが本稿の目的ではない。

しかし確実にいえることは学校間接続を意識する最大の意義は、接続政策の個々の問題への対応によって得られる部分最適と全ての学校間接続の円滑化という全体最適の政策的バランスを保つことにあるということである。特に初等中等教育と高等教育という学校間接続の最も大きな節目について、全ての関係者がそうした不断の意識を持つことこそが、公教育制度全体の維持・発展を保証することにつながる。

やがて事態は菊池の文部大臣就任などもあって収束する。接続政策をめぐる主張の

是非によって決せられたのではなく、政府の組織構造が自ずと解を導出したのだが、当然ながらいつもこうした幕引きが用意されているわけではない。

結果として菊池は高等学校と中学校の接続を憂慮しつつも、中学校と小学校との接続に意を用いなかった。また澤柳は結果として中学校と小学校との接続を憂慮しつつも、高等学校と中学校との接続に意を用いなかった。その時点のその立場としてはまっとうな、又はやむをえない両者の応酬は、その一方で当時の公教育を預かる両者が全体最適を見ずに部分最適を優先したとの指摘を覆せない。

学校間接続は、下級学校と上級学校がそれぞれ独自の目的や役割を有していることを踏まえつつ、いかにしてそれぞれの責任を果たしていくかという観点に立つべきである¹¹⁷⁾。だがそのためには、社会と学校体系における自らの目的と役割を客観的・相対的に理解し、その上でいかに実践するかが検討されなければならない。極めて酷なことながら、それを関係者のたゆまぬ努力と叡智の結集によって政策化していかなければ学校間接続の問題は解決しえないことを、この事例は我々に示唆している。

6. 指導理念と前期接続政策 ―中学校教授要目改正問題―

接続政策の形成過程で見るべきなのは、接続系統や学科の種類・程度といった操作的なものだけではない。学科の指導理念の変化にも重要な示唆が含まれている。

もともとそれらは西欧から輸入されたものであり、それを留学などによって身を以て行うなど重要な役割を果たした者の多くが帰国後帝国大学の教授などに就任して我が国の先駆的指導者となった。その求心力は次第に衰微しながらも、概ね大正の新教育運動、特にそれらに通底する生活中心主義、活動主義などの実質陶冶的思想が開花するまで続く。それは「上から」の「教育接続」に対する影響力の低下を意味することとなる。

それを象徴的に表す出来事が中学校教授要目の改正問題である。先に見たとおり「教授要目」は、菊池・澤柳の論争を経て1902年（明治35年）の改正中学校令施行規則に基づき制定された実践のガイドラインである。だが、それは「教授要目」の困難な道のりのはじまりに過ぎなかった。実践のガイドラインは社会の変化や指導理論等の進歩に応じて適宜見直されていくべきものだが、数学については1911年（明治44年）に一度微修正された後は、関係者の努力にもかかわらず、約20年間ほとんど手が加えられなかった（全体をみても途中1925年（大正14年）に物理及化学が改正されたに過ぎない）。それはなぜか。

本章では前章と連動させ、貴族院勅選議員・文部大臣など政官の要職を歴任し、学術においては東京帝国大学教授・総長にして数学教育の最高権威であった、いわば「上から」の接続系統の象徴である菊池大麓と、数学教育において彼と双璧をなす藤

117) 中央教育審議会答申（1999）『初等中等教育と高等教育の接続について』、p. 20。

澤利喜太郎の影響力の推移を、中学数学の「教授要目」の改正過程を通じて捉えることにより、接続政策の大きな変化―「上から」の関与の後退―とその意味を見ていくこととする。

6.1 二つの教育思想をめぐる葛藤

6.1.1 分科主義

先に見たように中学校数学科は、菊池の文部大臣就任とともに算術・代数・幾何・三角法という4つの分科に復した。菊池・藤澤らは、指導に当たり、各分科が相互に強い独立性を維持することを求めている。これを分科主義という。本稿の今後の展開上必要となるので、しばらく明治中期の数学の指導理念を追ってみる。

例えば中学校の低学年で指導される算術について、藤澤は、幾何は「秋毫^{いやしき}ダモ 苟安ヲ許サズ、徹頭徹尾厳密ナル論理法ニ拠ラザルベカラザル」ものであり「算術ト幾何學トハ全ク其ノ性格ヲ異ニス」るものだと述べ¹¹⁸⁾、菊池も呼応するように幾何の立場から「幾何學ト代數學トハ別ニシテ幾何學ニハ自カラ幾何學ノ方法有リ。濫ニ代數學ノ方法ヲ用ル可カラザルナリ…代數學ノ法則ヲ之ニ応用スルハ決シテ許ス可カラザル」と述べている¹¹⁹⁾。なぜなら、幾何とは「少数ノ公理及定義ヲ基礎トシ、夫ヨリ逐次推究シ正当ノ証明無クシテハ一歩モ進マ」ない学問だからである。藤澤も呼応するように、 $(a+b)$ の二乗展開を図で指導すること、つまり一辺が $(a+b)$ の正方形の面積と等しいなどと指導することは「断然、省イタ方ガ善イデス」¹²⁰⁾と厳しく戒め、数式で指導することを求めている。

なぜこれほど厳格な分科主義を求めたのか。藤澤は、小学校の実践ガイドラインである小学校教則大綱（1891年（明治24年）制定・文部省令）の「算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ、兼テ思想ヲ精密ニシ、傍ラ生業上有益ナル知識ヲ与フルヲ要旨トス」に着目し、これは「必ズシモ小学校ノ算術ニノミ適スルモノニアラズ¹²¹⁾」とし、中学数学の目的は、①将来数学者となるものに予備知識を与える直接の利益と、②それ以上に大きなものとして、思想を精密にし推理を精確にするという間接の効用、すなわち精神的鍛錬にあり、①②の一方に注目して指導すれば両方満たされるから汎用性が高い②を指導すべきであり、ゆえに中学数学の目的は精神的鍛錬にある、というのである。このように、直接指導する内容の獲得以上に、その過程における精神的鍛錬が及ぼす人格形成が重要であるという考え方を一般に形式陶冶というが、当時分科主義と形式陶冶が最も浸透していた国がイギリス、フランス、ドイツなどであり、菊池はケンブリッジ大で、藤澤はロンドン大・ベルリン大・ストラスブール大などでこの理

118) 藤澤利喜太郎（1895）『算術條目及教授法』丸善株式會社書店・三省堂書店、pp. 78-79

119) 菊池大麓（1897）『幾何学講義 第一卷』大日本図書出版、p. 20。

120) 藤澤利喜太郎（1900）『數學教授法講義筆記』大日本図書出版、p. 152。

121) 藤澤（1895）、p. 4。

念・技術を会得し日本に広めたのだった。したがって、幾何と代数・算術に跨る「関数」（特に関数関係を視覚化（グラフ化）する部分）などを中学校で指導することなどは、菊池・藤澤の最も嫌うところだった。

6.1.2 「改造運動」思想の登場

1901年（明治34年）9月、イギリス・グラスゴーで開催された英国学術会議の席上、ジョン・ペリーはそれまでの数学教育を古典的なものとし、「実用数学（practical mathematics）」の重要性を説いた。①数学指導や内容の選択は有用性の観点からなされるべきだ、②子どもの経験に即した教育方法を選ぶべきだ、③方眼紙を使用し、またできるだけ早く微積分の概念を会得させるべきだ、などがその内容であった¹²²⁾。賛否は割れたが、翌1902年（明治35年）には米国数学協会会長のエリアキン・ムーアがこれに近似する演説を行い、また同年ドイツの数学者フェリックス・クラインが論文『中等学校の数学教授について』を発表し、①各分科を融合し、かつ他学科との関係を密接にすべきだ、②形式陶冶を過信せず、自然や社会の諸現象を数学的に観察する能力を育てるべきだ、③このため、関数概念の涵養と空間観察力の要請を数学教育の骨子とすべきだ、④学ぶことの本質は、数学の厳密な論理性ではなく作業などの明確性・明瞭性なものから出発すべきだ、などと説いた¹²³⁾。数学教育における「改造運動」のはじまりである。彼らは分科主義や形式陶冶の意義を完全に否定するのではなくその反省に立ち、子どもの生活や経験に立脚した社会的有用性のある数学教育を志向し、そのためのより自然な数学の姿の追求、すなわち各分科の融合を企図した。こうした実質陶冶的な考え方は数学界では融合主義と呼ばれた¹²⁴⁾。「改造運動」は間もなく我が国に紹介され、以降両者をめぐる議論が活発化する。

6.1.3 最初の中学校教授要目の改正

19世紀末から20世紀初頭は数学教育が脱皮を迎える時期だった。数学が特殊技能者や数学者のためではなく、学校の正科と捉えられるようになったのは、つい19世紀の初めごろにすぎない¹²⁵⁾。特殊（エリート）から一般（大衆）へと進む教育対象の拡大は、当然数学教育のあり方自体を変えることになる。抽象的・観念的なものから具体的・実在的なものへの転換である。これは数学教育だけに限ったことではない。公教育の普及・発展は、必然的に学校における全ての学科、活動に抽象から具体への路

122) 公田藏（1998）「『近代数学』と学校教育－数学の普及の歴史から－」『数理解析研究所講究録第1,064巻』京都大学数理解析研究所、p. 80-81。

123) 上垣渉（1998）「数学教育改造運動の日本的受容」『三重大学教育学部研究紀要 第49巻』、p. 50。

124) 融合主義と同時期に出てきた概念に、数学科全体の内容を再構成する「総合主義」があるが、両者は厳密に区別されて用いられていなかった。

125) 小倉金之助・鍋島信太郎（1957）『現代数学教育史』大日本図書出版、p. 98。

線変更を求めることになる。

1911年（明治44年）、「教授要目」は最初の改正の機会を得た。数学科の冒頭には「數學ハ算術・代数・幾何及三角法ニ分チ各學年ニ對シテ教授事項ヲ配當スト雖モ常ニ相互ノ聯絡ヲ圖リテ教授シ特ニ算術ニ關スル複雑ナル事項ハ代数及幾何ヲ授クル場合ニ之ヲ教授スベシ」が明記された。分科主義をベースに融合主義的要素が取り入れられたことになる。

6.2 指導層の地殻変動

6.2.1 指導層の多様化・拡散化

当時教育の指導的地位にある者は教科書の執筆を通じて公教育政策と関わっていた。そして教科書のシェアはそのまま執筆者の学校現場への影響力・支持率を反映することにもなった。国会図書館が所蔵する資料のうち確認しうる最古のものとして、文部省が編纂した1910年（明治43年）度版の『各府縣中學校使用教科書圖書表』¹²⁶⁾がある。各分科の教科書シェアの上位3位の執筆者を次に示しておく¹²⁷⁾¹²⁸⁾。

算術	①寺尾寿 ^{ひさし} ・吉田好九郎	(91校・29.9%)
	②藤澤利喜太郎	(70校・23.0%)
	③高木貞治	(37校・12.1%)
代数	①寺尾寿・吉田好九郎	(85校・28.0%)
	②高木貞治	(66校・21.7%)
	③藤澤利喜太郎	(57校・18.8%)
幾何	①菊池大麓	(85校・28.0%)
	②林鶴一 ^{つるいち}	(53校・17.4%)
	③寺尾寿・吉田好九郎	(31校・10.2%)
三角法	①遠藤又藏	(110校・36.2%)
	②林鶴一	(57校・18.8%)
	③菊池大麓・澤田吾一	(29校・9.5%)

上記のとおり、この時期菊池や藤澤の教科書が中学校の現場で必ずしも高い支持を得ていたわけではなかった。そして菊池や藤澤のシェアを脅かす寺尾・吉田、林の教科書の構成には融合主義的な工夫が見られた。先に見たように中学校教授要目に融合主義的性格が付与されるのは翌年の1911年（明治44年）であった。文部省は規則改正

126) 『師範學校中學校高等女學校使用教科書圖書表』の分冊である。

127) 文部省（1912）「明治四十三年度 各府縣中學校使用教科書圖書表」『師範學校中學校高等女學校使用教科書圖書表』國定教科書共同販売所、pp. 122-142。

128) この年度の中学校は304校（公立239、私立65）であった。

前に既に融合主義的教科書を認め¹²⁹⁾、また学校現場においても力を持ち始めていたことが窺える。折しも帝国大学や高等師範学校などの代表が文部省の局長・次官などの要職に就任するルートが途絶え、代わって試験任用された官吏が就任しはじめた時期である。

執筆者の経歴からも様々な示唆が読み取れる。4分科中3分科に登場する寺尾・吉田だが、寺尾は東京帝国大学理科大学教授で、先述の中学校令施行規則の制定・改正問題で登場した尋常中学校教科細目調査委員会の数学科委員の一人であったが星学科出身であり、吉田は学習院数学科教授であった。代数と幾何に登場する高木は菊池・藤澤の直系の弟子で東京帝大理科大学数学科教授、幾何と三角法に登場する林も菊池・藤澤に師事し、当時東京高等師範学校の教授であった。三角法で菊池の共著者として登場する澤田も菊池に師事し当時は東京高等商業学校の教授であり後に歴史学者に転じた。遠藤は学習院女子部教授で、教科書だけでなく多数の受験問題集なども手がけ、また当時第一高等学校に多くの合格者を輩出した大成中学校¹³⁰⁾の教員や予備校講師としての顔も持っていた。全員東京帝国大学の卒業生（遠藤は不明）とはいえ、菊池・藤澤とは学科が異なったり、師事した者の中にも他の大学や専門学校、師範学校などで活躍する者がいた。また、直系の弟子として同大に残る高木の教科書が他者の教科書より支持されているわけでもない。教科書の執筆者の顔ぶれをみると、当時の数学教育の指導層が重厚さを増しつつ、かなり多様化・拡散化してきていることが分かる。

6.2.2 新しいルートの形成

また、文部省と中学校との関係にも変化が見られる。1911年（明治44年）の「教授要目」の改正には、現場、すなわち東京高等師範学校附属中学校の数学教員の取り組みが影響している。総合主義・融合主義の思想を自校の指導に取り入れるために教員である西川順之、黒田（伊達木）稔が作成した教授細目が文部省の「教授要目」の改正に影響を与えたのである。両者はともに東京高等師範学校出身であり¹³¹⁾、西川は後に東京高等師範学校教授を経て文部省の督学官に就任して全国の学校現場を指導し、その後高知高校や松本高校の校長を歴任した。督学官は1873年（明治6年）に発足した視学官に起源をもち、しばらくは廃止復活が繰り返されたが、次第に教育指導の実力者が就任するポストとして定着していく。

129) 中学数学科の教科書は国定ではなく検定であった。

130) 1900年（明治33年）度入試における大成中学校の一高合格者は18名、在京中学で5番目、在京私立で3番目であった。

131) 西川は1898年（明治31年）に理科を、黒田は1899年（明治32年）に数学専修科を卒業している。西川は優等だった。人事興信所（1934）『昭和9年人事興信録』に之部 p. 17（西川）、人事興信所（1918）『人事興信録』く之部 p. 21（黒田）。

ある学校現場の優れた取り組みがやがて教育政策に反映される、それに関わった教員が文部省（文部科学省）の教科調査官や視学官となり、政策形成に直接参画したり全国の学校現場に助言等を与えたりすることは、現代の行政手法にも見られる。その原型が既にこのとき見られ、しかも菊池・藤澤に代表される先駆的指導者と文部省というルートとは異なるものとして形成されつつあったことに注目する必要がある。

6.3 中学校教授要目の再改正

6.3.1 指導者層の混迷

1911年（明治44年）に行われた「教授要目」の改正は菊池・藤澤のみならず、中学校教員にとっても納得のいくものではなかった。たしかに前文において融合主義的方向性を打ち出したものの、指導内容は分科別に記述されるなど、基本構造は制定当初と同じ分科主義的傾向を強くとどめていた。そもそもこの改正に影響を与えた西川・黒田の間にも意見の一致を見ないところがあったように、具体的方向性については未だ模索の途上にあった。その状況は他国も同様で、数学教育の新しい境地に到達した国はまだなかった。

こうした各国事情を反映し、1908年（明治41年）ローマで開かれた万国数学会議では4年後の次回会議までに各国が国内委員会を設けて数学教育の実態を調査することとなった。我が国では1911年（明治44年）、つまり「教授要目」が改正された同じ年に藤澤¹³²⁾を長とする国内委員会が組織され、中学校委員には西川が就任した。翌年報告書が作成されたが、その冒頭で藤澤は「時日ノ餘裕ナカリシガ故ニ擔當委員ノ私見ニ過ギザルモノモアルベシ」¹³³⁾と述べ、この時点でも意見の収拾をみなかったことを告白している。

6.3.2 中学校・高等学校教員の結集

だが、この頃から「改造運動」はますます拡大していくこととなる。1915年（大正4年）、文部省は先述のクラインの影響を受けたドイツの教科書を翻訳し『新主義數學』として出版するなど融合主義への更なる接近を示した。訳者の森外三郎は、菊池・藤澤に師事した第三高等学校の教授であった。このほかにも「改造運動」の海外事情を積極的に紹介した一人に先述の林鶴一がいた。こちらも菊池・藤澤に師事し、東京高等師範学校や新設の東北帝国大学の教授を務めた数学者だった。また海外の数学教育事情を視察し、帰国後西川と同じく東京高等師範学校教授に就任した黒田は、同志とともに同校校長の嘉納治五郎に働きかけ、同氏が主宰する教員の全国組織・中

132) この頃菊池は、1903年（明治36年）7月に文部大臣を辞した後学習院院長を経て、1908年（明治41年）京都帝国大学総長に就任し、帝国学士院院長を兼任していた。1917年（大正8年）死去。

133) 數學教科調査委員会（1912）『數學教科調査報告』文部省、p. 2。

等教育研究会に数学教育の協議組織の設置を要請し、1918年（大正7年）、全国師範学校中学校高等女学校数学科教員協議会が開催されるに至った。注目すべきは「協議会」に対し文部省が諮問問題を提示していることである。その内容は「中學校…ノ目的ヨリ觀テ其ノ数学教授上改善ヲ要スベキ点及コレガ方案如何」であり、文部省は「協議会」の存在と彼らが唱える「改造運動」を受任しつつも、自らは未だ分科主義との関係が整理できないでいる状況が窺える。前年に菊池は鬼籍に入っていたが、藤澤は教授職にあった時期である。

「協議会」は翌1919年（大正8年）に日本中等教育数学会として独立した（現在の日本数学教育学会の前身となる）。初代会長には林鶴一が就任した。「協議会」時代との大きな変化として高等学校の参加が挙げられる。これは前年の第二次高等学校令の制定により、高等学校は高等教育機関から完成高等普通教育機関へと性格が変更され、形式的には中学校と同じ高等普通教育機関と位置づけられたためであろう。だが先に見たように、高等学校は依然として帝国大学予科として機能したから、「数学会」は中等教育と高等教育の接触面に位置するすべての数学教員を対象とする組織だったと理解するのが適切である。

第1回の議題は「高等學校及中學校ニ於ケル數學科教授時間數トソノ教授要目ニ就キテ」という、まさに中高の「教育接続」をめぐる論点であり、同時に「選抜接続」とも直結していた。なぜなら第二次高等学校令により、次年度の高等学校入試から「4修受験」が導入されるからである。それに伴い教育課程をどう構築するかに彼らの関心は集まっていた。

こうして接触面の彼我に在る教員が「改造運動」と「4修受験」を通して「教育接続」と「選抜接続」について議論し、教授要目改正案がまとめられた。中学校の代数は一年前倒しして第一学年からとし、関数及び関数のグラフ化を正面から盛り込むなど現行の「教授要目」と比較すると意欲的な内容となっていた。この改正案は文部大臣（中橋徳五郎）に提出されたが、「教授要目」を改正できる環境は未だ整っていなかった。

「教授要目」が改正されないまま「4修受験」が導入されたことにより、高等学校の入試から三角法が姿を消すという奇妙な現象が出現したことは先に見た。三角法は第5学年で扱う内容で、出題すると4修受験者が不利になるというのが理由である。

「教授要目」が改正されなかったのは「改造運動」だけが原因なのか。それとは別の、大きな原因があったことは、臨時教育会議や文政審議会の議論において見たとおりである。当時我が国は学校制度と教育課程の両面に接続政策上の重大問題を抱えていたのであった¹³⁴⁾。

134) 藤澤は1921年（大正10年）3月に東京帝大を退職、文政審議会委員、貴族院勅撰議員などを歴任した。1933年（昭和8年）死去。

6.3.3 中学校教授要目の改正

1928年（昭和3年）9月、文政審議会において、「教授要目」の改正を含む「中學校教育改善ニ關スル件」が審議された。「教授要目」の改正については臨時教育会議でも扱われたがほぼ未着手の状態だった。そこで前年の12月、文部省に中學校教育調査委員会が設置されて下調査が行われそれに基づき諮詢案が作成された¹³⁵⁾。この諮詢案が中學校の性格変更を含むものであったことは先に見たとおりである。この審議会は文部省が精緻な原案を諮詢案として提示し、それに沿って議論したため、短期間で答申が出されている。諮詢案は答申に基づき修正され、1931年（昭和6年）2月に中學校教育改善方針として総会で可決され、同年5月改正中學校教授要目が告示された¹³⁶⁾。数学科の「教授要目」からは分科の壁が消え、「改造運動」の成果が反映された。中學校が小学校との接続を強調する中、「改造運動」の反映も初等教育との関係強化の文脈で進められた。

中學校教授要目が制定されてから既に約30年、最初の改正から数えても約20年もの年月が経過していた。この間、初等中等教育に対する帝国大学の直接的影響力は後退し、代わりに高等師範学校、師範学校教員などに多様化・拡散化した指導人材が、高等師範学校、師範学校出身の教員とともに初等中等教育を牽引するという、大きな変化を遂げることとなった。

帝国大学の関心は、初等中等教育機関に在籍する不特定多数を対象とした「教育接続」から離れていった。幼少期から幾重にも続く「選抜接続」によって選りすぐられ帝国大学に到達した、獲得しうる「最高の学生」との営み（教育・研究）に集中していくこととなった。やがて中－高の接続関係は教育ではなく選抜を介した人材の需給関係（ゼロサム関係）に収斂し、戦後の高大接続においてますます強化されていくこととなる。

7. 最後に ―接続政策と「集散的営為」―

戦前期の学校間接続は、概ね①「上から」と「下から」の接続系統の並列に始まり、②両者の接触面の形成の上に③「縦」のライン形成・「横」の登場を経て④「縦」と「横」の相互補完という成熟の順序を辿ったが、「教育接続」の未成熟と「選抜接続」の制御不足から「長さ」「半断線」「複線化（袋小路）」という問題を生んだ。また「教育接続」は、接続系統の接触面に生じた緊張関係に強く影響され、我が国独自の「高等学校」や「入学試験」という「選抜接続」の装置を「発明」し、それへの依存をもたらした。その状況は今日まで続き、2008年（平成20年）の中央教育審議会答申では、高校と大学ともに入学定員の「供給過少」を前提とした「入試によって学力水

135) 文部省（1972）、pp. 474-477。

136) 文部省（1972）、pp. 473-475。

準が担保できるという考え方」に陥っているが、収容力が9割を超え、定員割れ私学が約5割となった「大学全入」時代では、そうした「選抜接続」依存からの「転換が求められる」と指摘するに至っている¹³⁷⁾。定員を抑え進学率を抑制せよとの意見もあろう。確かに社会の負託に応えられない大学の淘汰は不可避だが、我が国の大学進学率は先進諸国と比べ高くない。大学は幅広く学生を受入れて国民の進学意欲に応え、自立した市民や職業人に必要な能力を育成する責務がある。

前期接続政策は戦後約70年を経た現代の接続政策と深い関係を有している。本稿の最後に、それらが現代の高等教育と初等中等教育の接続に与える示唆について言及したい。

第一に、接続政策を巡る応酬に関する示唆である。前期接続政策は設計理念が大きく異なる「上から」（高等教育側）と「下から」（初等中等教育側）の接続系統に一貫性（「縦」のライン）を形成するべく、「教育接続」だけを見ても、学校種の創設改廃、学科の構成・程度、指導理念（形式・実質陶冶）などの多様な要素を、激しい社会変化の中で進歩させた（部分最適）。しかし一度として両者の調和的安定（全体最適）を見なかった。進学率が最大でも1%以下¹³⁸⁾という、大半の国民が到達しえない大学の存在を前提に公教育制度が成熟する違和感や、厳しい入試に対応するべく普通学科の詳細な知識の伝達を要する受動性が初等中等教育側に滞留し、高等教育側との間に論点は変われど応酬は続く関係をもたらした。東京帝国大学教授であった阿部重孝は、戦前期の学校教育が「上級学校に進む少数者の教育的利益に依つて著しく支配され、国民大衆の教育的必要を満たす上に於て遺憾な点を蔵することになった」とし、「学制の全体に関するプログラムなし」の議論は「危険を示すもの」であるとした¹³⁹⁾。この指摘は当時の接続政策の状況を見事に言い当てている。現代の接続政策も未だ応酬を克服する過程にあり、部分最適と全体最適の均衡を図るべく学校制度全般にわたる検証と議論を必要としている。その際、定員の「供給過少」時代に形成された違和感や受動性に基づく応酬が、現代の「大学全入」時代に説得性・生産性を持ちうるかについては特に吟味されなければならない。

第二に、普通教育に関する示唆である。戦前期は学校種の創設改廃、目的変更が頻繁に行われその度に学校間接続が論じられたが、それはしばしば普通教育と準備教育を巡る応酬を通じて行われた。「普通實用ノ教育」などに起源を持つ普通教育は実業学校・専門学校などの「横」の学校種の登場により実業理念と分化する。このため普通教育と準備教育をめぐる議論は、大学のアカデミズムと親和性を持つ中学校・高等学校の普通学科の構成・程度の調整、つまり小学校との（接続）関係を強調するか、大学との（接続）関係を強調するかという応酬に帰着した。嘉納と菊池の「綱引き」

137) 中央教育審議会答申（2008）『学士課程教育の構築に向けて』、p. 29。

138) 注32参照。

139) 阿部重孝（1937）『教育改革論』岩波書店、p. 33。

や菊池と澤柳の論争がその例である。やがて法令から準備教育という概念が消え、普通教育（小学校）、高等普通教育（中学校等）、完成高等普通教育（高等学校、大学予科）という概念で接続系統が整理された。

見てきたように準備教育は、一般に厳しい「選抜接続」が普通教育を歪めるとのニュアンスを表すときに用いられてきた。確かに進学が多くの国民にとって無縁又は成就しなかった時代は、阿部の指摘した、学校制度全体が「少数者の教育的利益」に「支配」されていく実態に鑑み、準備教育という概念を用いて普通教育を「選抜接続」の従属から少しでも遠ざけ自己完結性を高めようとする必要があったかもしれない。先に見た澤柳の中学校政策がその例であろう。しかし「大学全入」時代における準備教育の意味については改めて深く洞察されなければならない。入試における難問奇問も作問技術の向上とマスコミ・予備校の監視によりほとんど見られなくなった。これらの要素を踏まえれば、準備教育のニュアンスをかつてのままに学校間接続を検討することは高校・大学が手を携えて学力を育成する「教育接続」の機運を今後も制限することにならないだろうか。

第三に、教育責任に関する示唆である。多くの学校関係者が抱いたであろう違和感、受動性を背景に前期接続政策における応酬はかくも熱を帯びた。初等中等教育関係者は、ある種の被害者意識をもって「上から」の接続系統に対抗したのだが、その間も教え子に対する学力の育成責任は当然かつ厳然と存在する。やがて被害者意識は上級学校に対してだけでなく、下級学校にも向けられる。1893年（明治26年）の第三高等中学校設置区域尋常中学校長会同では、はやくも学校長たちにそうした主張が見られる¹⁴⁰⁾。この史実を世に紹介した笈田知義は「高等中学校が入学生徒の学力の不十分なることを尋常中学校の教育の水準の低さにおき、尋常中学校がその生徒の学力の低さを小学校教育の低さにおいた」主張をする感覚は「それぞれの学校の教育的責任をいささか他に転嫁したものである¹⁴¹⁾」と指摘する。当然「責任転嫁」は接続する学校種相互の反発を生み、連携・協力を阻害する。とはいえ「選抜接続」が厳しい状況にあった戦前期や戦後のある時期までは、それはそれなりの説得力を有したであろう。

だが、さすがにそれも過去のものとなっている。少子化局面にある我が国は、是非はともかく「選抜接続」の学力育成機能を低下させる、いわば見放されつつある事実を直視すべき時に来ている。またそれは「選抜接続」の猛威にかき消されがちだったもう一つの側面、「教育接続」の再構築が現実性を持ちはじめた好機の到来ともいえる。

「教育接続」と「選抜接続」はともに学力を指標とするが、その取扱いには違いがある。本来「教育接続」とは教育・学習目標準拠（criterion-referenced）、つまり接続す

140) 笈田（1975）、pp. 114-119。

141) 笈田（1975）、p. 119。

る学校種が役割の違いを尊重しつつ教育・学習目標を共有し学力情報の流通を介して連携・協力するものであり、「選抜接続」は集団準拠（norm-referenced）、つまり学力を手段として志願者集団の中から合格者＝進学対象者集団を特定するものである。「選抜接続」の厳しさは「教育接続」の可能性を極端に制限してきた。学校間接続は、大学の志願者集団から合格者集団を選抜することを最優先させた、しかも極めて短期間で実施・処理される試験による学力情報で事実上決するものとなった。それ故にその間の客観性・公平性の担保には相当なコストと緊張感を要するものの、得られる情報量や汎用性は極めて限定される、「教育接続」からみれば非合理で非効率なものとならざるをえなかった。高校の学力情報は調査書等を介して閲覧可能だが、自己完結性が高い校内尺度に依るため、活用が（推薦入学等も含め）限定的であることは広く知られている。つまり激しい高大の応酬は、高校の学力情報を選抜にも大学入学後の教育にも活用困難な状況を作り出し、両者が組織的に問題点を共有・協議し、相互に教育の質向上に役立てる建設的能動性を排除してきたのである。

「大学全入」時代はそこから脱する好機である。例えば高校側の平素の指導に必要な広範かつ標準化された学力（到達度）把握資料があれば、大学側の選抜・リメディアル教育・初年次教育の資料との一部共有化などの是非が検討されてもいい時期であろう。もしそうなれば公共的な流通システムが必要となるが、それは難関校を含めた各高校・大学に一層特色ある教育・学習・選抜を実施する転機をもたらす可能性がある。その際留意すべきは校内尺度である。各高校を自己完結体と見た場合の校内尺度の教育的役割は評価されるが、その学力情報は学校を超えて流通できないという意味で客観性を欠く。それを補正し¹⁴²⁾流通を図るか、それとも校内尺度における「教育接続」上の問題は不問のまま推薦入学などを極大化していくか。いずれにせよ「大学全入」時代は、高大の学力情報の流通を制限する必然性は低下し、高校の自己完結性をもたらす「教育接続」への影響が検討対象となる時代といえよう。

第四に、指導理念に関する示唆である。見てきたように、前期接続政策の形成過程では、高等教育側と初等中等教育側の間に普通教育の指導理念をめぐる応酬が生じた。大学や高等学校は「下から」の学力育成が強固でなければ学術的パフォーマンスや社会的プレゼンスが低下する。少なくとも大正初期頃まで帝国大学には初等中等教育の指導理念に影響力を保持しようとする姿勢が見られた。菊池・藤澤の徹底した分科主義を中学校に浸透させようとしたことはそれを象徴している。だが、初等中等教育の指導者層が重厚さを増しつつ多様化・拡散化し、やがて高等師範・師範学校卒の教員

142) 1979年（昭和54年）に登場した共通一次試験は校内尺度を補正するものであり、現在の大学入試センター試験に継承されている。「選抜接続」の重要指標であるが年内に実施されるAO入試・推薦入学に活用できず、また「教育接続」から見た場合、①高3の1月に実施されるため高校時の指導改善に直接役立たない②受験しない科目の学力情報は補正・流通できないなどの論点が生じている。

とともに実質陶冶的な理念・方法を追求する潮流が定着すると、高等教育側の「教育接続」への直接的影響力は低下していくこととなった。もっとも影響力の低下は、厳しさを増す「選抜接続」において、もはや優秀な合格者の確保に困らなくなった証左と捉えるべきかもしれない。是非はともかく学校間接続は「選抜接続」の学力育成機能に強く依存することとなったからである。

現代はどうか。「大学全入」時代の今、大学側は「選抜接続」依存の成功体験、すなわち下級学校の教育に頓着せずとも、入試さえ行えば一定の学力水準以上の合格者で定員を満たしうるという感覚から脱却できたのだろうか。高校側は非受験科目の授業を受験科目に振り替え、書類上は授業を実施したことにして履修単位を与え卒業させる「未履修」状況を組織的・継続的に作り出した。この法令違反が全国で露見し大きな社会問題となったのはつい2007年（平成19年）のことである。だが、そうまでして大学に送り出された学生は、各大学にとって満足いく水準にあるのか、その検証はなされたのか。推薦入試を行う学部54.3%、AO入試を行う学部60.6%が、自身の入試では基礎学力の担保に課題があるとしているのである¹⁴³⁾。天野郁夫は「大学全入」時代の高大接続に生じた学力問題が「日本の教育にとって、きわめて新しい問題」¹⁴⁴⁾だと述べている。これは学校間接続が学力を手段とする「選抜接続」に依存し、学力育成を目的とする「教育接続」への思慮が不足していたこと、またこの問題がもはや「選抜接続」による弥縫では処理しきれないことを痛烈に指摘したものとして捉えられなければならない。

第五に、政策形成における「集合的営為」への示唆である。見てきたように前期接続政策の形成過程は、学校種の創設・改廃とその接続関係、教育・学習・学力といった接続上の諸問題について、教育団体、有識者、政府などが様々な応酬を展開し、影響力を行使し合う過程であった。教育関係者の代表を構成員として紡ぎ出した政策原理を政府を媒介として実現する営みは、いわば「集合的営為」と呼ぶべきものである。

教育関係者たちは学制研究会、帝国教育会などを組織して政策を議論・提案し、時に行政手段を有する文部省の要職に就官して自らの欲する方向へ政策を誘導しようとさえした。確かに近代日本における創建期の出来事であり、政学官が高度に専門分化した今日からみれば不適切な行為や野心が含まれる。だがそれらは「集合的営為」の構成員がその地位にふさわしくあろうとして自らに課した参画コストであり、熱意や責任感には評価できるものがある。そうした当事者意識が公教育制度の基盤形成に果たした役割は大きい。

現代はどうか。「選抜接続」の機能が低下する現代は、高校・大学が役割の違いを尊重しつつ教育・学習目標及び学力情報を共有し、共同して学力育成に傾注できる好

143) 中教審（2008）、pp. 116-117。

144) 天野（2006）、p. 183。

機である。今こそ高大接続の現状と真摯に向きあい「集合的営為」を発揮せねばならない。確かにどの構成員・出身組織も多忙で重要な本務を持っている。だが、本務への絶対視（閉じこもり）は「集合的営為」を阻害し、時代の慣性に流されて応酬を続けてしまう危険性を強く懸念せねばならない。それは接続政策を部分最適に拘泥せしめて全体最適の実現を困難とする、合成の誤謬（fallacy of composition）に追い込むこととなる。

政策形成を「集合的営為」として捉えるとき、政策の成否はひとり政府の功罪ではない。政府を含めた各構成員・出身組織の果たすべき役割（建設的議論の能動的実施・提案、組織内の意思統一、他組織との自発的議論、政策遂行に必要な予算・法令の整備、実施時の連携・協力など）の誠実な履行にかかっている。まさに構成員・出身組織に求められる参画コストと言い換えることができる。それは政府の参画コストである審議会などに出席すれば履行されるものではない。そこに至る各構成員・出身組織の努力があつてはじめて「集合的営為」は成立する。今必要なのは各構成員・出身組織の建設的能動性である。

学校間接続の検討は、下級学校と上級学校がそれぞれ独自の目的や役割を有していることを踏まえつつ、いかにしてそれぞれの責任を果たしていくかという観点で行われるべきである¹⁴⁵⁾。そのためには、構成員・出身組織が社会と学校体系における自らの役割を客観的・相対的に理解し、その上でいかに実践するかが追求されなければならない。極めて酷なことながら、それを全構成員・出身組織のたゆまぬ努力と叡智の結集によって継続してはじめて公教育制度全体の維持・発展が保証され则认为る。

前期接続政策の形成過程では、「集合的営為」が比較的活発だったものの各構成員・出身組織の正当性が強調されたため、全体の調和的是正（全体最適）に達しえなかった。現代の構成員・出身組織は部分最適の総和を全体最適へ止揚するべく先ずは史実と現実に真摯に向き合い、自己批判と相互理解を深め、建設的行動を行う時期が来ている。

少子高齢化の時代を迎え、大幅な経済成長は期待できず、我が国は医療・介護・福祉に莫大な予算を投入しつつある。このため、教育政策は他の公共政策と質や必然性をめぐる熾烈な生存競争を一層強いられることとなる。教育政策の質を高める「集合的営為」が軽視され、政府の政策能力に過剰に依存し、予算・法令に関する法科技術が過信され続ければ、公教育政策はやがて最低限の政策すら維持困難となる状況を懸念せねばなるまい。

145) 中教審（1999）、p. 20。

参 考 文 献

1. 政府文献

- 内閣官報局（1891）『衆議院第二回豫算委員會速記録第十一號（第三科）』。
内閣官報局（1891）『衆議院第二回通常會議事速記録第二十二號』
文部省（1898）『尋常中學校教科細目調査報告』文部省高等学務局。
數學教科調査委員會（1912）『數學教科調査報告』文部省。
文部省（1912）『明治四十三年度 各府縣中學校使用教科書圖書表』『師範學校中學校高等
女學校使用教科書圖書表』國定教科書共同販売所。
文部省（1931）『内外教育制度の調査』文部省調査部。
文部省（1972）『学制百年史』帝国地方行政学会。
中央教育審議會答申（1999）『初等中等教育と高等教育の接続について』文部省。
中央教育審議會答申（2008）『学士課程教育の構築に向けて』文部省。

2. 大学文献

- 東京帝国大学（1900）『文部省及諸向往復書翰』。
東京帝国大学（1901）『文部省及諸向往復書翰』。
第一高等学校（1939）『第一高等学校六十年史』（非売品）三秀舎。

3. 講演録等

- 明治館（1891）『伊澤修二教育演説集 第一』秀英舎。
久保田譲（1899）『学制改革論』帝国教育會。
藤澤利喜太郎（1900）『數學教授法講義筆記』大日本図書出版。
田所美治（1903）『九十九集 菊池前文相演述』大日本図書株式会社。
国民教育奨励會（1922）『教育五十年史』、民友社。
大久保利謙編（1972）『森有禮全集卷一』、宣文堂書店。

4. 学術文献

- 藤澤利喜太郎（1895）『算術條目及教授法』丸善株式會社書店・三省堂書店。
菊池大麓（1897）『幾何学講義 第一卷』大日本図書出版。
阿部重孝（1937）『教育改革論』岩波書店。
小倉金之助・鍋島信太郎（1957）『現代数学教育史』大日本図書出版。
笈田知義（1975）『旧制高等学校教育の成立』、ミネルヴァ書房。
本山幸彦編著（1981）『帝国議會と教育政策』思文閣出版。
天野郁夫（1985）『教育改革を考える』東京大学出版会。
天野郁夫（1986）『高等普通教育と社会階層』『教育社会学研究第41集』日本教育社会学会。
米田俊彦（1992）『近代日本中学校制度の確立』東京大学出版会。

- 天野郁夫（1996）『日本の教育システム』東京大学出版会。
- 上垣渉（1998）「数学教育改造運動の日本的受容」『三重大学教育学部研究紀要第49巻』。
- 公田藏（1998）「近代数学」と学校教育－数学の普及の歴史から－『数理解析研究所講究録第1,064巻』京都大学数理解析研究所。
- 本山幸彦（1998）『明治国家の教育思想』思文閣出版。
- 竹内洋（1999）『日本の近代12 学歴貴族の栄光と挫折』中央公論新社。
- 天野郁夫（2000）「20世紀・日本の教育は何を為しえたか」『教育學研究 第67巻 第1号』日本教育学会。
- 菊池城司（2003）『近代日本の教育機会と社会階層』東京大学出版会。
- 伊藤紀祥、上垣渉（2005）「旧制高等学校入学試験問題（数学）の分析」『数学教育史研究 巻5』日本数学教育史学会。
- 天野郁夫（2006）『大学改革の社会学』玉川大学出版。
- 宮脇淳（2006）『公共経営論』PHP研究所。
- 天野郁夫（2007）『増補・試験の社会史』平凡社。
- 天野郁夫（2009a）『大学の誕生（上）』中央公論新社。
- 天野郁夫（2009b）『大学の誕生（下）』中央公論新社。
- 先崎卓歩（2010）「高大接続政策の変遷」『年報 公共政策学』北海道大学。
- 斉藤利彦（2011）『試験と競争の社会史』講談社
- 吉見俊哉（2011）『大学とは何か』岩波書店。

5. 事典等

- 秦郁彦編著（1981）『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会。
- 久保健三、米田俊彦他編著（2001）『現代教育史事典』東京書籍。
- 秦郁彦編著（2001）『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会。
- 秦郁彦編著（2002）『日本官僚制総合事典』東京大学出版会。
- 米田俊彦（2009）『近代日本教育関係法令体系』港の人。

6. 雑誌等

- 開発社（1897）『教育時論第455（12月5日）号』。
- 開発社（1900）『教育時論第563（12月5日）号』。
- 開発社（1901a）『教育時論第573（3月15日）号』。
- 開発社（1901b）『教育時論第574（3月25日）号』。
- 開発社（1901c）『教育時論第575（4月5日）号』。
- 開発社（1901d）『教育時論第598（11月25日）号』。
- 人事興信所（1918）『人事興信録』。
- 人事興信所（1934）『昭和9年人事興信録』。

Policy Formation in the Articulation between Schools before the Second World War

SENZAKI Takuho *

Abstract

The articulation policy between schools has been one of the most difficult problems in public education policy in Japan. We must learn the history of the articulation policy, which consists of selection and education until the end of World War II from the Meiji era, and in which education unwillingly depended on the selection because of the low capacity of the upper school. But education cannot depend on selection because university, by falling birthrate, became able to contain over 90% of the entrance into a school of higher grade applicant in the 2000s. We must build a new policy mainly on the education now. It will be achieved only through the collective endeavor of the participants including public authorities rather than symptomatic treatment demonstrated by deal with the national government.

Keywords

Articulation, General education, Falling birthrate, Norm reference, Criterion reference, First annual education, Remedial education, Collective endeavor of the participants, Fallacy of composition

* Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology-Japan